

週報

昭和十一年十一月一日發
昭和十一年十一月一日發
每日開水曜日發行

戰時經濟
時局問答

漢口陷つ

八錢

號 七 百 第

日本国際貿易振興センター
Japan External Trade Development Center
〒100-8501 東京都千代田区千代田 1-1-1
http://www.jetro.go.jp/

編輯部報情閣內

週報

特輯

戰時經濟
時局問答

漢口陷つ

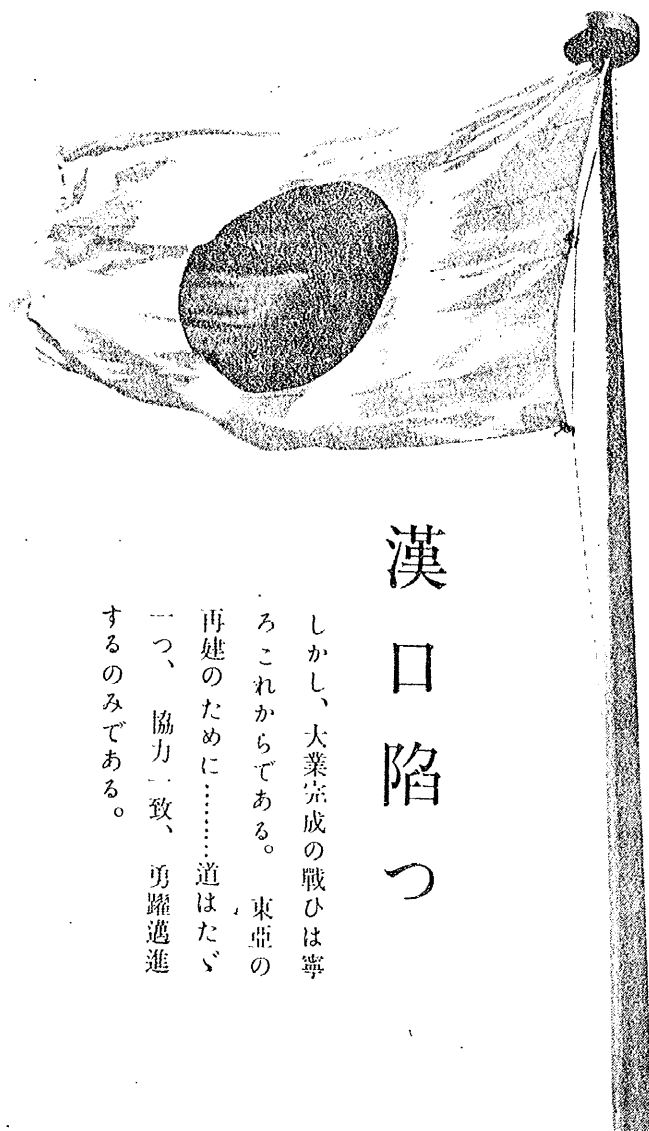
行發日二月一十

號七百第

昭和十一年十月
日發
（毎週一、四、六、日發行）

本號に
限り
八錢

露光量違いにより重複撮影



漢口陥つ

しかし、大業完成の戦ひは寧ろこれからである。東亞の再建のために……道はたゞ一つ、協力一致、勇躍邁進するのみである。

週

報

第百七號

漢口政略と東亞の再建
戦時經濟時局問答………王 省

第百七號

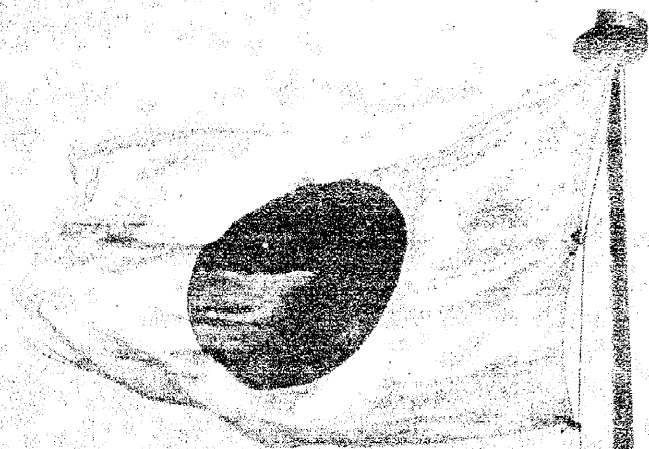
第百七號

第百七號

漢口政略と東亞の再建………王 省

戦時經濟時局問答………王 省

露光量違いにより重複撮影



漢口陥つ

しかし、大業完成の戦ひは寧ろこれからである。東亞の再建のために……道はたゞ一つ、協力一致、勇躍邁進するのみである。

週

報

第百七號

漢口攻略と東亞の再建(巻頭言)……………(二)

戦時經濟時局問答……………商 工 省……………(四)

第一部 總 論……………(四)

第二部 物 價 對 策……………(二五)

第三部 轉 業 對 策……………(四一)

武漢三鎮遂に陥落す……………陸軍省情報部……………(五四)

漢口攻略の意義と海軍作戰の回顧……………海軍省海軍軍事普及部……………(五八)

官廳刊行物だより……………(六四)

漢口攻略と東亞の再建

漢口陥つ—全國民の待望はいま現實となつた。武漢の攻略は國民政府に致命的な打撃を與へ、今後轉落崩壊の一途を通るものと見られるが、これを以て事變が終るものでないことは勿論である。否、事變を支那問題の根本的解決、東洋平和の恒久的な組織を確立する道筋として理解する時、本舞臺は寧ろこれから始まるといつても過言ではない。

今や皇軍の占據區域は帝國領土の凡そ三倍に達し、人口約二億に剩る廣大な地域に亘つてゐる。そこに蟠居してゐる殘敵とゲリラ戰部隊とは今なほ相當の數に上る狀態であり、又その本據を追はれて分散した抗日分子の策動は今後いよ／＼深刻となり、執拗を極めるものと豫想せねばならない。かやうな新しい事態に對應して、抗日勢力に對しては飽くまでも容赦なくこれを潰滅せしめると共に、占據地域の治安と秩序の回復を圖り、新興支那政權を育成助長してこれと提携し、新しい東亞の秩序の建設に努めることは、今後に残された重大な課題である。事變はいよ／＼建設の段階に入つた。

戦ひは屢々破壊行為に終るものであるが、この度の事變こそは、鮮かしい建設、創造と育成の戦ひでなければならぬ。この遠大な目標の前には、戰國行為が一段落したとか蒋介石が何處へ落ちのびたとかいふ事は大

した問題ではない。問題は、如何にして抗日支那を親日支那に、容共支那を防共支那に、換言すれば支那本來の姿にたち還らせ得るかにある。

隠れる蔣政權の抗日政策の犠牲となつた支那四億の民衆を塗炭の苦しみから救ひ、同文同種の天命に率つて、眞の國家建設の大道を歩まうとする新政權の識者の指導の下に、更生新支那建設の氣運は今や澎湃として大陸に漲つてゐる。併しながら一面、多年の排日教育により支那全土に蔓延した抗日の思想と勢力はなか／＼に根深いものがあり、「舊き支那」の殘存勢力とこれを飽くまで利用しようとする背後の魔の手はあらゆる機會と間隙を狙つて妨礙を試みるであらう。建設の前途に幾多の困難が横たはつてゐる事は豫想するに難からぬ所であり、従つて帝國は新政權に對して積極的に援助協力する必要と責任があるのである。

即ちわれ／＼は更生新支那の建設に對し滿腔の同情と協力を吝まず、抗日と共產黨の傀儡となり了つた舊支那を抹殺し、東洋民族本然の姿に立ち還り帝國と緊密に提携すべき近代國家支那の建設を助成し、これを通じて東亞の進歩と安定を實現し、この新たな東亞の秩序を基礎として世界平和の確立に寄與せねばならない。これを亦、日本自身の安全を保障する唯一の途である。われ／＼はこの際あらゆる偏見と感情の殻を脱し、眞に東洋諸民族の先達者たるに相應しい雄大な道義的世界觀の上に諸般の舊弊を刷新し、潑刺たる新興大國民の氣魄を以て一致協力、この大事業の完成に邁進せねばならぬ。

戦時經濟時局問答

商 工 省

戦時經濟とは？ 新らしき東亞建設の戦士として、われ／＼日本國民は現下の經濟問題について正しい理解を持たねばならない。こゝに、内閣情報部と商工省との協力によつて、新しい試みとして特輯「戦時經濟時局問答」をおくるのも、國民すべてが、難解な時局經濟の方向と實際をよく認識して、直ちに戦時經濟への協力を日常生活の中に實踐していただきたいために他ならない。

第一部 總 論 篇

國家總力戰と經濟——物資動員とは——生産力擴充問題——經濟統制と臨時措置法——物資の配給統制と消費の節約——輸出振興策——リンク制とは——圓ブロック貿易——統制經濟の將來

第二部 物價對策篇

戦時經濟と物價問題——政府の物價對策——暴利取締令——公定價格制度——價格表示制度——物價委員會——標準最高販賣價格——公定價格制度の實際——公定價格は誰がきめる——物價ブロック——經濟警察——物價對策は更に強化されるか

第三部 轉業對策篇

政府の轉業對策の根本方針——轉業對策部の誕生——休業はどの位あるか——どの方面に轉職すればよいか——轉職者のための施設——技術指導講習——商工相談所

第一部 總 論 篇

(問) まづ最初にこの支那事變下において政府が行つてゐる戦時經濟政策の根本方針なり全貌なりの概略を説明して下さい。

なか／＼廣範圍に亘り、又むづかしい問題になりますが、その前に今回の支那事變はその實質において我が國始つて以來の大規模な近代戰爭であるといふことを充分に認識してかゝることが肝要と思ひます。近代戰は武力戰のほか經濟戰、思想戰の綜合した國家總力戰であるといはれますが、この事變も全くその通りで武力、思想力、經濟力のいづれの部面においても、我が國が未だ經驗したことのない程の大規模の動員が現在行はれてゐるわけです。

軍動員の規模においても日清戰爭のときは動員された兵力は約十八萬人、日露戰役は約百萬人だつたさうですが、今回の事變では勿論遙かにこれを超える兵員が動員されてゐるものと想像されますし、その戦線の長さも世界大戰の三、四倍に上つてゐるさうです。

又軍費にしても日清戰爭が二億圓餘、日露戰役が約二十億圓だつたものが、今回の事變では今日迄計上された軍事豫算だけで既に四倍近くの七十四億圓餘に及んでゐます。この軍費は取りもなほさず兵員の彈丸となり、衣となり、食となる外に生産技術の進歩産業の發達と相俟つて多量の且つ精巧な飛行機となり、戦車となり、各種の化學兵器となり、軍艦となりして大陸を縦横に馳驅蹂躪し、又交通通信機關の發達と相まつて未曾有の大軍を大陸に運用せしめることになるのです。従つてこの點で金は物と化し、軍費は軍需

資料となつて、軍の作戦の進展に對應して充分に供給せられることが近代戦の一大きな特徴となるのである。

殊に戦ひが今日のやうに北、中、南支と全局に及び漢口、廣東が攻略されても蔣政権は依然として長期抗戦を呼號してをり、名實共に長期戦となつてゐる現在では、國家の物資の供給力の如何が戦局を進め戦果を確保する重大な分岐點となると申しても過言ではありません。所がこのやうな異常な物資の消耗に對して一國の物資の供給力が堪へ得るといふことは實に容易ではないのです。いはゆる「持てる國」の代表と目されるアメリカ合衆國でさへ、世界大戦の際には原料品や燃料や食糧品等の統制に種々の苦心を拂つてゐますし、戦後ともいへば戦時の産業動員計畫を研究して有事に備へてゐるほどです。

ところが我が國は御承知の通り、遺憾ながら天然資源殊に鐵や非鐵金屬や石油等の軍需資源に恵まれることが乏しい。又この種の原材料を使つて製品を作る重工業能力も劣つてゐる状態ですから、戦争遂行のためには速早く平時の産業經濟機能を利用して戦争目的達成に適合するやうに編成換へをせねばなりません。しかも今日の經濟組織は國內的にも國際的にも相互に財政、金融、産業、貿易等が有機的な關聯を以て運行されてゐるので、その動員の範圍も全般的となり深刻となります。戦時財政は結局巨額の公債で賄はねばなりません、その公債を如何にして消化するか、戦争に必要な事業を起すには多額の資金を必要としますが、これを如何にして調達せしめるか、軍需品原料や輸出品原料を確保するためには多額の輸入をしなければならぬのですが、そのために惹き起され勝ちな國際收支の破綻、爲替相場崩落を如何にして未然に防ぐか等々の問題が軍需品の供給力確保といふことを中心として私達銃後の國民に課せられてくるのです。この意味で經濟戦は財政の戦ひ、爲替相場の戦ひ、貿易の戦ひともいひ得るのである。

さて前置きが十分長くなりましたが、右に申述べたやうな事情から、戦時經濟の根本方針は自づから決定されるわけで、御記憶と思ひますが去る六月、徐州陥落の後の二十三日の閣議において改訂物資動員計畫が決定され經濟政策についての根本方針が政府から發表されてゐますからその一部を引用しましょう。

「帝國所期の目的を達成せしめ東洋永遠の平和を確立せんが爲には國家凡百の施設を戦争目的貫徹に集中し……

これが爲當面の急務は物資の調整運用を最も有効適切ならしむるにあり即ち萬難を排し輸出の振興、生産の増加、配給、消費の統制に關する政策の徹底強化を圖るの要益、緊切なりとす云々」

とあり、十項目の方策を掲げてゐます。その中で眼目となるのは結局、輸出の振興、物資の消費及び配給の統制、物價の調整の三點で、現在産業經濟の分野において廣範圍に亘つて行はれてゐる種々の對策もつまりは、この三つの方針の具體化とみることが出来ます。

そしてこの三方針は鼎の足のやうに相互に關聯を持つてゐていづれを一つ缺いても戦時經濟の運行がうまく行きません。軍需品の供給を確保するためには、國內においては主要物資特に輸入原料品は極力消費を節約し、戦争遂行上必要な方面や輸出の方へこれを配給する、なほ足りない物資は外國から輸入する、しかも國の輸入力には限りがあるから、消極的には比較的不急な品物は極力輸入を抑制し、積極的には輸出を増進する方法を講じて軍需品や輸出品の原料或ひは生産力の擴充に必要な物資の輸入を優先せしめる。國內において物資の需要に對して供給が少くなると物價が昂騰を來し軍事豫算の施行や海外への輸出に悪影響を與へ、更に進んでは國民生活を不安に陥れる惧れも生ずるからこれを抑制する等々の政策が非常な努力を以て實行されねばならないのです。

右の三點のほかにも戦時經濟對策としては、公債の問題、戦時の税制の問題、資金の調整や爲替管理の問題、それから生産の人的な方面について科學動員の問題や熟練技能者の充足の問題等廣範圍に亘つてあ

りますが、これは他に御話するに適當な人がゐるでせう。

(問) お話にもありましたが、物資動員計畫とは大體どんな内容の計畫ですか。

計畫の内容が數字を主としてゐるので詳しいことは申しかねるのですが、一口にいへば戦争を遂行するために國全體が必要とする重要な物資の需要と供給の適合を圖るために企畫院を中心に關係の深い役所が協議して立てた、物の補給についての計畫なのです。つまり、軍の需要として特に重要な鐵とか銅とか石油とか或ひは輸出原料として大切な棉花とか羊毛とか多數の重要物資の需要を用途別に大體きめて、これに對して國內で生産するものや、外國から輸入するものをどういふ割合で充當するか、國際收支の關係で物資を充分に輸入できない場合はどういふ用途からどういふ割合で消費の節約を行つて行くか、といふやうなことを數字的にきめた計畫表です。

更にいひ換へると、平時では國民經濟は事業家等の自由な創意に任して運行されるのですが、戦時には戦争といふ異常な大事業を遂行するため政府が經濟運行について大體の計畫を樹て、その計畫に沿つて産業界も進むやうに規律するための計畫です。昭和十三年の分はこの一月に閣議で決定され物の需給の調整もこの計畫に據つていろいろ措置が講ぜられてゐるのです。

(問) この物資動員計畫に依りますと、需要供給の關係はどんな場合になつてゐますか。

概略を御話しますと、先程もお話した通り、今度の戦争のための軍の需要量は莫大な額に上るので、それから、國內で大馬力をかけて物資を生産し又國際收支の許す限り物を輸入しても軍の需要額の充足は別として、國全體の需要となると完全に充足し得るとはいへないのです。程度の差こそあれ何れかの節約をせね

ばならない計畫になつてゐます。たゞ幸ひに我が國は食糧品は國內で自給できます。この點は我が國として英、獨などの諸國に比べても非常に心強いことと申さねばなりません。

重要物資の中でも特に鐵や銅、鉛、石油、ゴム、皮革などは相當民間の需要を抑制しなければならぬことになつてゐます。これが後にも述べます通り、いろいろの法令でこの物資の消費を制限するに至つた理由なのです。又棉花、羊毛、バルブ等は軍需もありますが、主に民需に充てられるのですが、これは一方において國際收支の均衡を保持するといふ原則からその輸入が著しく制限されてゐて、しかも輸入したものはこれを極力海外への輸出へ廻さうといふのでいろいろな統制を受けてゐるのです。

なほ改訂物資動員計畫とは今お話した既定の計畫が、この上半期の輸出の状況や軍の需要の増加した事情から推して、本年の輸入豫定額を再検討して計畫數字に變更を加へたものです。その結果として民需品については輸入の調整や消費の抑制が一段と強化されることになつたのです。

(問) 「生産力擴充計畫」といふことを數年前からよく聞きますが、これはどういふのですか。

昭和七年滿洲國の成立に依り、我が國はいはゆる日滿不可分一體の見地に立ち大陸の經營に着手したので、その目的は、我が國防力を強化し東洋百年の平和を建設するといふ政治的な目的その他いろいろありませうが、經濟的にいへば豊富な滿洲の天然資源を開發して兩國の共存共榮の實を擧げようといふにあります。ところでこの仕事は技術、資金、特に物資を非常に多く必要とします。従つてこれを充分に供給するためには、産業上國防上基礎的な工業を確立し、重要な原料品や製品を年次的に計畫的に生産するやうに日本と滿洲の生産能力を有機的に調整しながら擴充發展せしめる必要があるのです。生産力を擴充せしむべき物資は我が國の資源の状況から見て、鐵、非鐵金屬、石炭、自動車、工作機械等の最も重要な基礎的な産

業が豫定されてゐます。

工業生産量指數 (商工省調、各年月平均)

(年 平均)		昭和七年		八	九	十	十一年	十二年				
總 平 均		九七・二		一一・五	一二・四	一四・〇	一五・二	一六九・八				
製 造 工 業		九七・三		一二・三	一二・一	一四三・三	一五一・九	一七二・四				
鑛 業		九六・三		一〇・七	一一・四	一二・一	一三八・〇	一五〇・六				
(月 別)		昭和十二年十一月		十二月	昭和十三年一月		二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月
總 平 均		一七七・〇		一七六・八	一六二・二	一六四・九	一八〇・二	一七六・〇	一七六・一	一六八・七	一六六・四	
製 造 工 業		一七九・八		一七八・九	一六三・八	一六七・〇	一八二・七	一七八・二	一七七・九	一七〇・二	一六七・九	
鑛 業		一五六・五		一六二・七	一四九・六	一四九・八	一六九・九	一五八・九	一六二・九	一五八・〇	一五六・三	

(註 昭和六、七、八の三ヶ月平均を一〇〇とす)

現に満洲では昨年康徳四年から五ヶ年掛りで始められ、今年は第二年に入つてゐます。我が國は昨年支那事變が突發し情勢に大きな變化を來しましたが、やはり當初の目標に沿つて本年から四ヶ年計畫でこれを實行して行くことにし、唯今政府内部で細かい點を立案中です。勿論、一部はこの事變に應ずるためにも現在著々進行中です。

昭和九年に施行された「石油業法」を始めその後今日迄引續いて制定せられた「自動車製造事業法」、「産金法」、「製鐵事業法」、「人造石油製造事業法」、「工作機械製造事業法」、「重要鑛物増産法」、「石油資源開發法」

等の諸法律は、いづれもその名前に冠してある工、鑛業を發達させるために、補助金を與へたり税金を輕くしたり、いろいろの保護を加へると同時に、政府が技術上或ひは經營上の指導監督を加へる大體の仕組になつてゐて、これが生産力擴充を實行して行くための法律的な基礎となつてゐます。

又日本製鐵株式會社とか帝國燃料興業株式會社とか日本産金振興株式會社とかの國策會社を特別の法律で設立せしめて仕事をさせてをります。

以上御話した生産力擴充計畫を實行してゆくためには、これに必要な資金や技術や熟練勞働力や、とりわけ原料材料は莫大な額に上るので、これをうまく調達してゆくためには政府も民間も一致團結して並々ならぬ努力を拂つてゆくのでなければ仲々實現は容易でないと思はれます。

そのかはり、この計畫が實現したときは眞に東亞永遠の平和を招來するに足る國防力、經濟力即ち我が國の國力が飛躍的な發展を示すでせうし、はじめて日滿支の眞の經濟的な提携繁榮を招來することができむわけです。

(問) ときに、現在行はれてゐる經濟統制は臨時措置法といふ法律に基づいてゐると聞いてゐますが、一體これはどんな法律ですか。

この法律は正式にいふと輸出入品等に関する臨時措置に関する法律といふちよつと意味の分り難い、長い名前の法律ですが、昨年の夏の特別議會の協賛を経て九月十日に公布になりました。この法律は、要するに國際收支の均衡を圖ること、國內物資の需要供給のバランスをとることの二點が眼目になつてゐます。全文十一ヶ條から成つてゐてその内容は、第一條の「政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得」ること。第二條の同様の場合には「輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ供給關係ノ調整ヲ必要ト

スル物品ニ付て「命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲」したり又「當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、譲渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲」することが出来る二條文が最も重要な規定です。

これで分ります通り、第一條の貿易調整にしても、第二條の物資の調整にしても具體的にどんな物について如何なる對策を規定するかについて機宜の處置を迅速に政府に執らしめるために、議會の協賛を要しない「命令」——勅令や省令、第二條の場合は法律から直接に處分もできるのですが——に一切委任されてゐるわけです。

それから需給調整協議會といふ關係産業者の組織化についての規定がありますが、この説明は別の機會に譲りませう。

その次に前に述べた貿易の調整と物資の調整について、必要があれば事業者等から關係事項についていろ／＼の報告を求めたり帳簿等を検査することが出来る規定があります。なほ罰則について御話しますと、これは戦時の法規だけに平時の産業法規に比べますとずつと重い刑罰が規定してあります。即ち第一條の輸出入の制限禁止に違反すると三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金、第二條の物資調整についての制限なり命令なりに違反した者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることになつてゐます。又細かくなりますが、會社や個人商店の社員や使用人等が違反行為をした場合は、その會社の重役なり主人なりが、たとひそれを興り知らなかつた場合でも罰金刑を科せられるといふやうな注意すべき規定もありません。これらの罰則は、この法律に基づいて定められた命令に違反した場合に科せられるのです。

最後に附則に「本法ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス」といふ規定があります。これは法律の名前にも冠してある通り、臨時立法であることを明らかにしてゐるのですが、事變の終了といふ意味

は勿論、武力戦が終つたことではなくいろ／＼の情勢から政府が判断し決定すべきものでせう。この「一年」といふのは、いはゆる動員に對する經濟界の復員に要する期間を豫定したものです。

(問) ところで、物資の配給統制を行ふために規則など、いまだどんなことが實行されてゐるのですか。

物資の需供給を調整すること、即ち細かく申しますと一方に重要物資の生産や輸入を増加し、他方においてそれだけの物資の不慮方面への消費を抑制し、配給を統制することや、更に代用品の使用を普及せしめ、或ひは廢品を回收する等の方策は、戦時經濟對策の一つとして特に努力が拂はれてゐる事柄ですが、その内でも消費の制限と配給の統制については實に多岐に上る措置が講ぜられてゐます。一々を御話しては大變長くなりますから全般的にかいつまんでお話しませう。

先づ法令で定めてゐるのは、全部「輸出入品等臨時措置法」に基づくのですが、先づ全般的にみますと勅令が一つ、「商工省令」が三十七出てゐます。これは度々改正のあつたものがあるのですがこれを入れないでの話です。

配給と消費の統制せられてゐる品目は、鋼材、鉄鐵、白金、銅、銅合金、亜鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、棉花、羊毛、皮革、米松、重油、揮發油、ゴム、硫酸の十八品目に上つてゐます。

それから制限の仕方ですが、これは物の製造や加工の制限、原料品の使用制限、物の販賣や配給の制限、最高價格制度の設定等になります。

これを物資別について申しますと、配給の統制は綿糸、鐵鋼、石油、皮革、ゴム、米松、石炭について、それ／＼配給、統制の規則が施行されてゐます。そしてこれらの配給の統制には二つの型があります。

その一つはいはゆる切符制度を採つてゐるもの、即ち地方長官や統制團體が物資の消費者即ち工業者に

一定の基準に依つて配給數量を割當てる、そしてその數量を記載した切符を工業者に渡す、一方工業者はその切符と引換へなければ配給機關つまり商人から物資を買入れることができないか、或ひは配給機關は物を賣ることができないといふ仕組になつてゐるので、綿糸配給統制規則、鐵鋼配給統制規則、揮發油及重油販賣取締規則、ゴム配給統制規則がその例です。

もう一つの方は販賣に當つて一々商工大臣の許可を受けねばならないと云ふ仕組になつてゐます。米松販賣取締規則、皮革配給統制規則、工作機械供給制限規則、石炭配給統制規則等がその例です。いづれの方法にしても、數量を割當てて切符を發行するとか販賣を許可する場合は、需要する側の希望の數量に對しては全體の供給數量は足りないのですから、用途や數量をよく調べて用途の輕重に應じて物資が有效に行き渡るやうに配給を按配するのです。

一口にいふと簡單なやうですが、いろいろの物資の配給を計畫的にしかも數量的に統制するといふ仕事は平時の經濟では見られない我が國では始めての仕事ですから、生産業者や、販賣業者、場合に依つては輸入業者等の物資の供給者側に、組合その他の統制團體を結成させる一方、何千、何百といふ工業者——消費者側にも工業組合等の團體を作らせて放射線狀に物資を流して行くのですから、その手續も非常に混み入つて來るので、今御話したいいろいろの規則を動かして行くためには役所でも民間でも並々ならぬ努力を拂つてゐるわけです。

(問) この配給統制には消費の制限が伴はねばならぬと思ひますが。

その通りです。消費の制限についてお話ししますと、鐵や、銅その他の非鐵金屬、棉花、羊毛、ゴム、皮革などの重要物資は、いづれも需要供給のバランスがとれてゐないので、いづれも不急の用途に消費するこ

とはできるだけ節約しなければなりません。

消費の節約は、その性質上根本的には國民全體の協力に依るのでなければ充分の効果を擧げ得ないので、國民精神總動員として從來からも物の買溜をしないこと、資源を愛護することなどが官民の間に強調されてゐる所以であつて、貯蓄の奨励も直接には公債の消化といふことを目的としてゐるのですが反面には物の消費の節約にもなるわけです。

ところが、かやうな精神運動のみでは足並が揃はない、効果が充分に舉らないといふやうな差迫つた事情のある物資については、法令を以て消費の節約を強制する必要がありますので、現在鐵鋼については鐵筋コンクリート造等の建築物や工作物を築造することや銅を建物の屋根、樋などに使ふことは規則を以て原則として禁止されてをりますほか、鋼、鐵、銅、銅合金、白金、鉛、亜鉛、錫などの非鐵金屬を原材料としてはゆる禁制品を製造することは原則として禁じられてをります。皮革やゴムについても同様の制限があります。

この禁制品は、それ／＼の規則の中や規則に基づく告示といふ形式で、少いものは十數品目から多いものは百數十品目に亘つて細かく列挙してあり、要するに、國內の日常生活で使用される消費財——従つてこれらの物品は從來のストック品や場合に依つては、代用品でも間に合はせ得ると思はれる不急品に屬するのですが——たとへば、家具、什器、建築用部分品、臺所用品、文房具、裝飾品、身廻品等を廣く網羅してゐます。但し通則的にいつてこれらの製造の制限はその物品が輸出品である場合や、軍からの註文品である場合、公益上必要である場合などは例外として取扱はれますし、禁制品は所謂生産財に屬する物品には及んでゐません。

棉花や羊毛等纖維品の消費制限となると、以上の物品とは少し事情が違つてゐます。即ち輸入制限の程

度が強い、製品の輸出を極力伸ばさねばならない。しかも一方國民の被服原料として需要が大であるといふやうな事情で、對内的な對策と對外的な對策とを區別して取扱はれてゐるのです。

先づ國內對策つまり消費の制限の方法としては純粹の棉花や羊毛はできるだけ輸出に廻して代用品——名前が悪ければ新興製品とでも申しませうか——であるステープル・ファイバーの使用に置き換へることが眼目になつてゐます。

しかも昨年の暮に綿糸や毛糸等にスフの混用を強制した當時は、棉花や羊毛を節約するためにスフを一定割合でこの割合は綿糸については三割以上、毛製品については二割乃至三割以上と定められてゐました。混ぜて紡いだり織らせたりするといふ考へ方だつたのですが、この六月の末からは綿製品の製造制限ニ關スル件といふ新しい規則で綿糸や綿織物や綿メリヤスについては原則として全部スフで製造させる。オール・スフでは工合が悪いといふもの、例へば軍需用品、縫糸、ガーゼ、漁網、ホース用布等特定の綿製品に限つて一々地方長官の許可の下に製造を認めるといふことに方針が強化されたのです。又羊毛についても、この七月十日からは規則が改正されて梳毛織物やメリヤスは五割以上といふことに混用割合が引上げられました。

次に對外國の關係ですが、これは外貨を取得するために、平時貿易では輸出總額の三割も占める纖維製品の輸出を出来るだけ促進しなければならぬのですが、外國向としては純粹の棉花や羊毛を使用しなければならぬわけで、輸出向には綿糸、綿布等を製造させてゐます。のみならず原料である棉花や羊毛の輸入を確實にするためにリンク制が行はれてゐます。そこでこのリンク制を實行するために綿製品については輸出綿製品配給統制規則といふ省令が制定されて、輸出綿製品の製造や加工や國外輸出を規則で資格を認めてゐる事業者に限つて取扱はしめることになつてゐます。このリンク制については別にお話しませう。

以上御話したことはいづれも法令で定めてある施設の極く大體ですが、法令で定めてゐない即ち當業者が自治的に規約を作つて、或ひは役所が關與し指導して物資の配給を統制してゐる事項が非常に廣範圍に亘つてゐるのです。

簡単に御話しますと銅、鉛、亜鉛、錫、アンチモン等の非鐵金屬、電氣用や鑛山用の機械、スフ糸、麻、それから苛性ソーダ、ベンゾール、トルオール、石炭酸等の化學藥品その他輸入統制の結果、需要供給の圓滑を缺き勝ちの物資については、關係の輸入業者や製造業者の團體に依つて、右の自治的な配給統制が行はれてゐます。又現在自治的に行はれてゐるものでも、情勢の如何に依つて必要となればこれを法令を以て制度化するにもなります。屑銅や屑鐵については、かやうな點が目下研究されてゐるわけです。

それから何々規則といふ省令を省いて、さつき御話した臨時措置法の第二條を根據とする大臣の處分命令で配給の制限が行はれてゐるものに紙があります。即ち新聞用紙を節約するためにこの八月十二日に商工大臣から王子製紙と北越製紙の二大會社に對して、新聞用紙の供給を一割二分制限するやうにとの命令が出てゐます。これに依つて全國の主要新聞社は従來の一割二分の用紙節約を行つてゐます。又大臣の命令といふ形式ではありませんが、雜誌用紙の節約を圖るために雜誌發行者の團體に對して二割以上の紙の節約を圖るやうに役所から指示してをります。

最後に最高價格制度を規定してゐる省令が綿糸とスフ及びスフ糸、毛糸、人絹糸、皮革と五つ施行されてゐます。いづれも品物の種類銘柄毎に詳しく最高價格を告示で定めてあつて、この最高價格を超える値段で賣ることはどういふ名義であつても固く禁止されてゐます。價格の抑制、物價の調整についてはやはり輸出入品臨時措置法に基づいて制定された「物品販賣價格取締規則」の説明と併せて後で全般的に詳しく御話しませう。

なほつけ加へて置きますが、この最高価格といはず、配給の統制、消費の制限についての規則も、状態の變化に應じてしばしば改正されますから關係の事業者は絶えず注意してゐることが肝要です。

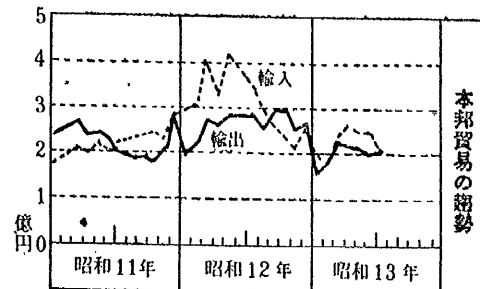
(問) 輸出を増進することの大事なことはよく分りましたが、今どんな方策が行はれてゐるのですか。又最近の貿易の状況はどうですか。

先づ本年の貿易状況から簡単に話しましょう。内地及び樺太の貿易統計を見ますと、この九月迄の輸出

総額は約十八億七千八百圓で昨年の同期の二十三億五千二百萬圓に比べると丁度二割少い勘定です。そしてこれは輸出の総額で、その内には實は輸出に依つて外國爲替を取得できない回ブロック地域、即ち關東州、滿洲及び支那向の輸出が最近非常に増加した數字で入つてをります。

そこで國內産業の利益といふ立場をしばらく離れて考へ、第三國から物を輸入する手段が幾許得られたかといふ見方から回ブロックへの輸出額を差引いて計算しますと、十八億圓が十億圓臺になつて、同様の計算をした昨年の實績に比べますと實に四割といふ輸出減退の數字を示してをります。

次に輸入の方を見ますと爲替管理制度なり輸入許可制度なりの効果が強く及んで、九月まで輸入総額十九億九千萬圓餘、昨年の三十億七千萬圓に比べて三割五分二厘を減少してゐます。それで貿易尻即ち輸入超過額も今年は一億一千萬圓で、昨年の七億一千八百萬圓に比べると非常に改善されてをります。



さて輸出の振興策ですが、これは輸入制限と違つて外國相手の商賣なのですから仲々一方の思ふ通りにばかりは行きません。そこでこの輸出の減退した理由、英國なども今年は輸出が減退してゐますからむしろ伸びない理由といつた方が適切かも知りませんが、一については輸出原料の供給の不円滑、國內の物價高、諸外國の排日貨風潮などいろいろ考へられますので、貿易振興も先づこれらの原因を除く方向に進められねばならないわけです。そこで現在實施してをります方策は、第一に輸出品の原料の供給を確保するといふことであつて、そのためには現在いろいろな方策を採用してゐますが、その一つはリンク制なのです。

これは製品を輸出した者に對しその製品の中に含まれてゐる相當量の外國産原料の輸入を認め、商品の種類によつては輸入した數量だけの原料はこれを一定期間内に製品として必ず外國へ輸出せねばならないといふ制度です。それから保税工場において内地へは運び入れずに積戻の目的を以て貨物を輸入しようとする場合はその原料品の輸入爲替の許可を特に寛大にするとか、二億圓の外國爲替基金を設定して輸出向原料の輸入資金の調達を容易にするとか、又、輸出雜品の原料の輸入については爲替管理上特別の手心を加へてその手當を出來るだけ円滑に行くやうにすることに努力してをります。

第二は物價割高の是正であります。之については「物品販賣價格取締規則」その他の物價調整上の處置で一般的に國內價格を統制する手段を採つてゐます。

第三に諸外國の排日貨風潮の除去については、一般的に外交方策による外に、各地にある貿易轉換機關や民間團體等を通じて外國の認識を正に努め、或ひは華僑の勢力の強い地方に對しては本邦商人の商權擴張策に政府から便宜を與へる等、目に見えない努力を拂つてをります。その他販路開拓のために海外市場調査團を派遣するとか、貿易轉換所を増設するとか、又貿易金融に便するために「輸出手形の損失補償料」を低減するとか、「輸出資金の前貸損失補償制度」を設定するとか種々の手段を講じてをります。

(問) お話の中のリンク制について少し詳しく説明して下さい。

外国から物を買ふための輸入力を増すためには、第一に輸出を振興せねばならない、輸出を増進するためにはその輸出品の原料や材料を外国から輸入しなければならぬ。しかも切りつめた外貨の中から輸入された物が国内に流用されることは面白くないからこれを防ぐ。これが輸出振興の一つの方針なのですが、リンク制はこれを實現するためのものなのです。リンクとはものが結び付くといふ語義ですが、製品の輸出とその原料の輸入を連繫せしめる制度なのであつて、これが特定の商品毎に特定の原料がリンクせしめられる場合が商品別リンク、一般的商品について原料品をリンクせしめられる場合が総合リンク制といふことになります。

商品別リンク制は商品の事情に応じてそのやり方をいろいろ異にしてゐるのですが、その總括的な形態は、例へば綿製品を輸出すれば輸出品に含まれた数量に該當する棉花の輸入を認め、つまり輸入爲替を許可し、この許可に依つて輸入した棉花を原料として製造した綿製品はこれを外国に輸出するやうに仕向け、内地消費の爲に販賣するのを防止するといふのです。

ですから、商品別リンク制は製品とその原料關係が判然とした物品について行はれ易いので、現在この制度が布かれてゐるのは、その他に毛製品と羊毛、刷毛と豚毛、石鹼と油脂及び香料、人造絹糸、人造絹織物と人絹バルブ、フェルト帽子とノイルや反毛、和紙とマニラ麻の數品種です。いづれも假に輸入を認められた原料を國內向けに流用したとすると、次の輸入が認められないのは勿論、省令や組合の統制規定で制裁を受ける仕組ですから國內流入は巧みに防止されるわけです。

それからこのリンク制は一度製品の輸出と原料の輸入が廻轉し始めるまでに最初の原料の輸入資金が必

要ですから、いはゆる誘ひ水としてリンク制實施の當初に相當量の原料の輸入を認めるのが普通であります。

又商品別リンク制の圓滑なる運用を圖るために、先般外國爲替調整基金が設けられましたことは先程お話した通りですが、これは日本銀行が正貨準備として保有してゐる八億圓の金の中から三億圓を特別に割いて、これを外貨に換へリンク制の認められてゐる商品原料を輸入する場合に、その資金として利用し製品の輸出に依つて得た外貨でこれを補充し回轉的に運用することになつてをります。

次に総合リンクといふ案があります。これは要するに物資の輸入は物品を第三國に輸出して對外債權を得た者に限り認めよう、いひ換へますと、廣く商品を輸出した者に對して製品と原料が無關係であつても廣く原料品等の輸入權を認めてやる、この輸入權は原則として日本銀行を通じて他人に譲渡するのでありますが、特殊の場合に自分で行使することを認めて、貿易業者が輸出、輸入の雙方を採算の中に考慮することが出来るやうにし、又輸出用の原材料を確保することも出来るやうな仕組になつてゐるのです。

この仕組に依つて貿易業者は勿論、工業業者も輸出したことに依つて輸入の許可の見透しがつくから取引が圓滑に行き、輸出用の原材料の確保もでき又輸出業者は輸入權の譲渡に當つて特殊の利益を受けることになるので、輸出が促進され延いて輸入を圓滑ならしめる効果があります。そして輸出と輸入を結びつけて物資動員計畫の圓滑な運行を圖らうとするところに本案の視ひ所があるのです。

實行上にはなほ計畫と手續等については精密な研究を要するのですが、骨子は概略今お話したやうな案です。

(問) ては輸出振興をやりながら、滿洲支那など圓ブロック地域へは
何故輸出を制限せねばならないのですか。

尤もな御話ですがそれはかういふ譯なのです。日本は長期戦に應じ長期建設に資するために軍需の充足、生産力の擴充を實現するためには相當巨額の物資を外國から輸入しなければならぬ。そしてこの輸入をやるためには極力輸出を増進してボンドとかドルとかの外貨を多く取得しなければならぬので、輸出品の原料となる物資は出来るだけ輸入を認める。しかし輸入したものはこれに加工を施して外國へ向け輸出させることが肝腎なので、そのために國內で有利に賣れるからといって國內消費へ流用することは絶対に禁止してゐるのです。

ところで滿洲や支那への輸出を無制限に認めるとすると、これらの地域は現在日本の勢力圏にあつて日本のお金幣が流通してゐるので、折角輸出しても外貨を取付できない點では國內と同じなので、第三國への輸出がいろいろな事情で困難だからといって、直ちにこれらの地域への輸出のみが増すことは全體としてはやはり困るのです。かやうな現状から已むを得ず原料を外國から輸入してゐるやうな纖維製品、金屬製品、ゴム製品、皮革製品などの圓ブロックへの輸出はこれを過去の輸出実績などを睨み合はせて適當な程度のところに抑制してゐるのです。

(問) ところで統制經濟の將來の見透しはどうてせうか。待望の漢口
や廣東の陥落に依り舊に復するのではないかと見てゐる向もあるやうですが。

なか／＼むづかしい問題だと思ひます。漢口、廣東は我が皇軍の勇戦に依つて遂に之を占領しましたが、

これで武力戦が終つたとは決して申せません。現に新聞は國民政府が重慶で武漢陥落後の抗戰方針を議してゐるやうなことを傳へてゐます。蔣政權が地方政權に墜ちても抗戰をつづけやうといふ理由については、勿論いろいろなことが想像されますが、抵抗を一日延しにつけることによつてやがて日本は經濟的に破綻するだらうといふ心持が一つの大きな理由だといふことは容易に考へられます。

そこで統制經濟といふことを單に物の使用や販賣の制限禁止と云ふやうな消極的な暗い面ばかりを持つた政策と考へないで、その反面には重要な物資を國防力の充實や生産力の擴充といふやうな我が國の國力の發展の基礎となる方面へ向けて、その整備を急ぐといふ必要から已むを得ず行つてゐるのだと全面的に大局的に考へることが肝要です。

さうしますと先づ武力戦について考へて見ても、漢口や廣東が陥落しても決して短期間には武力戦は終りますまいし、治安の維持には相當長期の大陸駐兵があるものと豫想されます。それから經濟上から見た今次事變の窮極目的である大陸の經濟開發といふ雄渾な仕事に取りかかり、これを達成するためには物心兩面に亘る非常な努力が、こゝ當分続けられるものと覺悟せねばならぬと思ひます。

況んや今日のやうに國際關係が錯綜してゐる中に毅然として立つて、名實共に東亞の安定勢力に任じ第三國の窺視を許さぬといふ實を示すためには、現在整備の途上にある人的物的の國の全能力を總動員するといふ態勢は、これを充實し維持することがどうしても必要だと信じます。繰返して申せばどんなことにも光明の彼岸に達するにはその道程に困難が伴ふものですが、今回のやうな我が國未曾有の大きな事業の前には國全體として相當の荆棘の道に堪へることが必要でせう。この意味から或る人が今回の事變を「一面殲滅一面建設」と形容してゐましたが、含蓄のある言葉だと思ひます。

(問) 最後に一つ、經濟警察といふことが新聞紙などで論議されてゐますが大體どんな問題なのですか。

日支事變の目的を貫徹するためには、その物資戰の面で重要物資の配給の統制や消費の規正或ひは最高價格制度を罰則規定のある臨時措置法に根據を有する省令で規定してあるのですが、これらの事項は聖戰遂行上必要已むを得ずとして國家的目的から定めてあるのですから、關係事業の人達には特にその法令の趣旨なり内容なりを充分に納得して理解し、戒いて法令に違反するやうな行爲のないやうに心懸けて欲しいのです。戦時の經濟法令は平時の夫と違つて、その違反行爲が國家經濟の遂行に及ぼす影響が特に大なのです。そこでこれをいろいろな方法で豫防し又私利を逐ふのみに急で國家經濟をかへりみぬやうな惡質な違反行為があつたなら、これに對しては檢査を以てのぞむといふ趣旨で去る八月から新しく全國的に經濟警察機構が設けられたわけです。その後の経過を當局の方に聞いて見ますと檢査された人數もなか／＼尠くないやうでその中では棉業統制關係の問題が一番多いやうです。

民間の一部で噂されてゐるやうな非常識な取締といふやうなことはありません。中には良くこゝ迄考へて制限をのけることに苦心したものだとか苦笑されるやうな事件もあるやうです。又法令をよく知らなかつたとかいふやうな輕微な事件は警告ぐらゐにとどめてゐるやうです。

役所の方でも統制をする産業官廳と取締をする檢査官廳とは内部的に充分連絡をとつてゐるのですから、數多い問題の中には安當を缺いたといふやうな取扱も絶無ではないでせうが、大體圓滑に行きつゝあるものと認められます。要するに、我が國の當面してゐる時局の重大性を良く認識し、統制法令の趣旨内容を諒解してをれば何も問題は起らないのです。

第一部 物價對策篇

(問) 物價問題について、いろいろ御話を伺ひたいと思ひますが、先づ戦時經濟の運用に當つて何故物價の調整が必要か。そのわけから話して下さい。

戦時に物價が上るといふことは今日では誰でも知つてゐることです。世界大戰當時のドイツのやうなことは特別としても、何處の國でも、何時の戦争でも物價騰貴の現象があらはれてゐます。戦争のために平時では想像の出來ないほど澤山の物資が必要とされ、しかもそれが片端から一回で消耗されてしまふこと、又國內では澤山の人が戦線に出て勞力の不足を來たし又尠からざる生産設備が兵器や彈藥をはじめ直接間接の軍需品の生産に使はれたりしますために、必要なだけの物資を充分に生産できなくなることで、いろいろ原因が重なつて物價がとかく不足がちとなり物價も自然上ることになるのです。

又政府が多量の軍需品を調達する必要から巨額の軍事豫算を組み、その遂行に當つて通貨を増發するときは、物資の不足に因る物價の騰貴に、さらに拍車をかけることになるわけです。それから多量の物資を海外から輸入しなければならず、しかもその資金に限りある場合には殊に物の不足が痛切に感ぜられるのです。

かうしたわけで、わが國でも昨今以來ぼつ／＼物價騰貴の傾向が見えはじめたのですが、戦時經濟體制

を確立して充分に戦争目的を貫徹するためには、物價の上るのをどうしても抑へなければならぬのである。といふのは第一物價がどん／＼上つて行けば計上された一定の軍事豫算で物資を調達する場合に、豫定した數量の物を購入できなくなつて、充分に軍需品を調達することが出来なくなる虞れが生ずるのである。例へば戦艦機一臺七萬圓の時には七百萬圓の豫算で百臺を購入できますけれども、物價が上つて一臺十萬圓になれば、七十臺しか得られないことになるわけである。

これは戦争の遂行を最高の目標とする戦時經濟の運用に當り到底堪へられぬこと、むしろ本質的に矛盾した現象であつて、かういふことのないやうに物價を絶対に抑へることが戦時經濟の戦時經濟たる所以なのである。

又、必要な物資の輸入力を増加しようとするればそれだけ輸出を盛んにすることが必要である。そして輸出を盛んにするためには輸出品を比較的割安に生産して、良い物を安く海外に賣りひろめなければならぬわけである。ところが國內の物價が高くなつてをれば、國內で物を安く作ることができないために輸出を振興することがむづかしくなり、延いては輸入力不足のために必要な物資を輸入したくとも輸入出来ないことになるのである。天然の資源に恵まれることの比較的薄いわが國は、戦時に絶対に必要ないろ／＼の重要物資を多量に輸入する必要があるのですから、輸出を盛んにして輸入力を貯へることが戦時には特に一層必要になつてくるわけで、この意味で輸出振興はわが國の戦時經濟上遂行すべき一つの大きな目標であることは既にお話した通りです。しかも輸出振興のためには一般的に國內の物價騰貴を抑へることが必要とされるのです。

さらにもう一つ、國民生活の安定といふ立場から物價騰貴の抑制が必要とされます。物價、殊に日常生活

活に必要な物資の價格が騰貴すれば、われ／＼は特に収入が増さない限り自分の生活程度を引下げなければならぬのでせう。どん／＼物價が上るために國民が極く切りつめた生活をさへ維持できなくなつてくるやうなことが假に起つたとすれば、それは恐るべきことといはねばなりません。最初の間こそ、多少の我慢はできませうが、日常の衣食住にも差支へてくるやうになれば、さう我慢も出来にくくなるでせう。たとへ我慢できるとしても程度を超した無理を強ひることは國民生活の健全な發展を期する所以ではありません。國民生活の安定を確保することを根本的にいつて國力の源泉を培ふことであります。

世界大戰の例を見ましても社會不安や、反戰的な氣持や、なげやりな態度や、すべてかうした舉國一致の團結心を内部から崩さうとする恐ろしい惡魔は、みな國民生活がぐらつき出した隙から忍び込んでゐます。かう考へてくると、戦時における物價の調整といふことが如何に大切であり、現在のわが國として如何に物價騰貴を抑制することが急務であるかといふことがよく理解できると思ひます。

一つには軍需資材の供給を確保するために、二つには輸出の振興を圖るために、更には國民生活の安定を確保するために物價の騰貴抑制がどうしても不可欠になつてくるのです。戦時經濟の運用に當つては物價の調整がどうしても必要だといふ所以は以上で大體お分りのことと思ひます。

(問) それでは、政府は現在、物價調整のためにどんな對策を行つてゐるのですか。

國民精神總動員運動として國民に消費の節約を奨励したり、貯蓄を普及奨励したりすることも、廣い意味では物價對策の一つとして物價の騰貴を抑制する上に大きな効果があるわけですが、そのほかに直接に

物の値段に着目して物價の騰貴を抑止し、更に進んでこれを適當に引下げて行かうといふ意味での物價對策について、その大體をお話しませう。

現在政府で行つてゐる物價對策は極く大ざつばに分ければ二つに分けられると思ひます。一つは暴利取締令に依るものであり、他の一つは公定價格制度です。

暴利取締令は世界大戰當時經濟界の變動に乗じて暴利を食らうとする者があつたので、これを取締るために作られた比較的古い命令ですが、昨年の八月、支那事變の勃發のち物價騰貴の兆候が見え始めたときに政府は先づこの命令を全面的に改正強化して、暴利の取締に本格的に乗り出したのです。「暴利取締令」は元來人為的な物價の昂上を禁止しようとするもので、暴利を得て販賣する者や、暴利を得ようとして賣惜みをしたり買占めをしたりする者、或ひは不當の利益を取つて販賣の仲介をするブローカー等を取締らうといふのですが、そのほかにこの命令に依つて商品にはすべてその値段表を附けなければならないことになつてゐます。

次に第二の公定價格制度ですが、これは本年七月以來實施されることになつた制度で、政府が物の最高價格を決定しそれ以上の値段ではたとへ一錢でも高くは絶対に賣らせないといふ強力な制度です。從來物の値段は自由經濟の分野では需要と供給との關係に依つて、自然に決定され、或ひは變動してきたものでしたが、今度は國家的目的から國家の權力を以てそれに制限を加へて行かうといふわけなのです。それは單に物價を現在以上に上げさせないといふ場合に最も有效な方法であるばかりではなく、物價を現在よりも低い所へ引下げるといふ力をも持つてゐるものなのです。この意味で公定價格制度は最も有力な物價騰貴抑制の方法であるわけで、實際にもドイツその他各國で物價騰貴抑制の方法として大きな役割を果して

ゐます。

このやうに現在わが國では暴利の取締と公定價格制度、この二本立を以て物價の騰貴の抑制を圖つてゐるわけですが、それでは政府は一體かうした方法で以てどの程度まで物價を抑制しようとしてゐるのかといふことが問題となつてくると思ひます。しかしこの點については從來しばしばいはれてゐるやうに、少くとも現在以上には絶対に騰貴させないのは勿論、できる限り事變前の物價水準にまで引き戻すことが目標とされてゐるのです。

(問) 今仰しやつた「暴利取締令」の内容ですが、どういふ點が暴利と

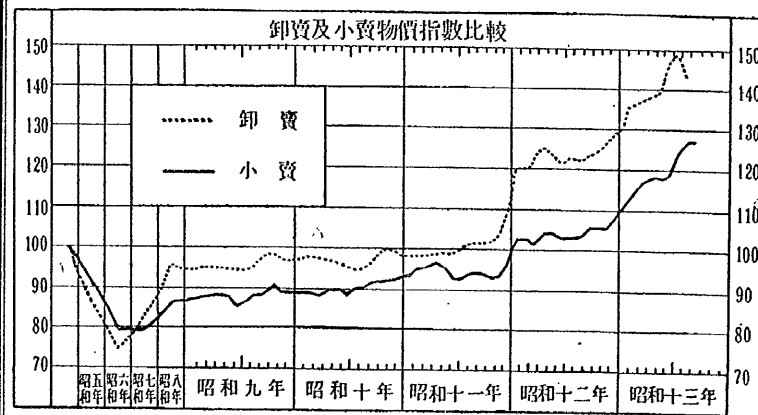
きめられ取締を受けることになつてゐるのてせうか。

「暴利取締令」のうち、この點に關する條文は第一條ですが、それは

暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ、商工大臣又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下同ジ）ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ、且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニ付條件ヲ附スルコトヲ得不當ノ報酬ヲ得テ左ニ掲グル物品ノ販賣ヲ媒介シ又ハ媒介セントスル者ト認ムルトキ亦同ジとなつてゐます。即ち

- 一、暴利を得て販賣した者
- 二、暴利を得て販賣しようとした者

- 三、暴利を得るために買借しをした者
 - 四、暴利を得るために買借しをした者
 - 五、暴利を得るために買占めをした者
 - 六、暴利を得るために買占めをした者
 - 七、不当の報酬を得て販賣の媒介をした者
 - 八、不当の報酬を得て販賣の媒介をした者
- 以上八つのうち、どれか一つに該当すればすべて暴利行為として取締を受けるわけです。そして「暴利取締令」の精神は不当に値段を吊上げて私利を圖らうとするやうな行為は到底許さるべき行為ではないといふ、むしろ道徳的な、従つて誰にでも納得のゆくところに在るのであつて、現在のやうな戦時に國民が舉國一致難局に當りわれわれの同胞が命を的に國のために働いてゐる時には、いつにもまして強く國民の胸に訴へる道徳的な觀念に根ざしてゐるものなのです。ですから、この精神さへ分つていただければ、この際いかなる行為が暴利行為になるか、ならないかの判断も大體はお分りのことと思ひます。つまり普通の場合より多くの利益を貪つたり食らうとしなければよいわけです。



商工省調査 小賣物價指數ハ昭和四年十二月十六日現在ノ價格ヲ 100 トス
卸賣物價指數ハ昭和四年十二月ノ平均價格ヲ 100 トス

尤も商品の種類はそれを千差萬別で、従つて取扱ふ品物に依つて商人の口銭やいろ／＼な掛りも違つてくるわけです。だから千遍一律にあらゆる商品を通じて何割までは利益を得てもよいが、何割以上は暴利になるといふやうなことは到底一律に断定はできない話で、商品の種類に依り、商人の業種や業態に依り、或ひはその他の／＼の事情に依つて當然にその邊の断定も異なつて来るでせう。

なほ、この點に關して申し上げておきたいことは、いま申しました「暴利取締令」の第一條によると「左ニ掲ぐる物品ノ……」となつてをり物品が列記してあつて、特に掲げられた物についてのみこの法令の適用があることになつてゐますが、第一條に掲げられた物品は實に二十九號に亘つてゐるその内容は殆んどあらゆる物品を網羅してをりますから、「暴利取締令」は先づどんな物についても適用があるのだと考へて置いていただければよいと思ひます。

取締に當つては、今申し上げたやうな各種の暴利行為があれば、かゝることをしないやうに戒告することになつてゐます。そしてこの戒告があつたにもかゝらず依然として暴利行為を續けるやうなことがあれば三月以下の懲役か百圓以下の罰金に處せられるのです。しかし、これらの罰則の問題は別にして、もし今日のやうな場合に暴利行為者として戒告を受けたり、或ひは戒告にさへ従はずに處刑されたりすることがあれば、これは國民としては勿論、商人としても道徳上恥づべきことだといはねばなりません。

(問) ところで、最近商品にはすべて値段を附けなければならなくなつたやうですが、この「價格表示制度」のことを説明して下さい。

價格表示制度も、いま申し上げた「暴利取締令」に依つて規定されてゐる制度です。即ち「暴利取締令」が

小賣及卸賣物價指數

年	月	小賣物價	卸賣物價	前 月 比 較		前年又ハ前年同月比較	
				小賣物價	卸賣物價	小賣物價	卸賣物價
昭和	平均	87.1	95.4	%	%	(+)	(+)
	8	88.8	96.3	...	...	(+)	(+)
	9	90.5	97.4	...	...	(+)	(+)
	10	94.8	101.2	...	...	(+)	(+)
	11	104.2	123.8	...	...	(+)	(+)
昭和	12	110.6	131.1	(+)	2.2	(+)	0.3
	1	114.1	135.1	(+)	3.2	(+)	12.7
	2	116.9	136.9	(+)	2.5	(+)	11.0
	3	118.6	137.8	(+)	1.5	(+)	0.3
	4	118.4	140.0	(-)	0.3	(+)	18.2
昭和	5	118.9	147.8	(+)	0.4	(+)	21.3
	6	124.7	148.5	(+)	4.9	(+)	20.9
	7	127.6	143.3	(+)	2.3	(+)	17.2
	8	127.6	—	(+)	0	(+)	—
	9	127.6	—	(+)	0	(+)	—
昭和	12. 9	105.9	123.7	(+)	1.9	(+)	21.4

小賣物價ハ昭和四年十二月十六日現在ノ價格 100 トシ、卸賣物價ハ昭和四年十二月ノ平均價格ヲ 100 トス

今年の七月に改正されたとき、新たに一條が追加されこの制度を採用することになったのです。暴利取締令の第一條ノ二は次のやうになつてゐます。

物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ揭示シ其ノ他容易ニ了知シ得ル方法ニテ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

つまりこれによると、物品を販賣する者はその値段を必ず表示しなければならなくなつてゐます。表示の方法は原則としては正札の方法に依るのであつてたゞ商品の性質やその他の事情で正札がつけられないときには、店に値段表を掲示してもよいのです。又物に依つては店先に見本や見本帳を備へることも許される場合があります。

表示する値段は眞實の値段でなければならぬことは無論です。自分が賣りたいと思ふ値段を正

直に表示することが必要なのです。もし虚偽の値段をつけた時には、拘留又は科料に處せられることがありますからそのやうなことがないやうにしたいものです。安い値段を表示しておいて實際には高く賣りつけたりするのとは勿論、高値に表示して置いてその値段より安く賣つてもやはり虚偽の表示といふことになります。

要するに、掛引のない明則な取引をするやうにすればよいわけで、これは從來からも經營の改善のためには是非とも實行せねばならない制度とされてをたつたものですから特にむづかしい制度とも考へられません。たゞ、いろいろの場合の中には價格の表示ができない場合や、不適當な場合が考へられますから、今いつた第一條ノ二の規定も但書をつけて地方長官が例外として表示の義務を免除することが出来るやうになつてゐます。この例外の場合として普通考へられるのはいろいろありませうけれど、例へば農家が自分の畑で作つた野菜を賣らうといふ場合や、漁師が釣つてきた魚を賣らうといふやうなときには、野菜や、魚に正札を付けさせるのも不適當なことが多いでせう。又正札附の羅漢なども考へられないでせうし、縁日に立つ夜店のやうな者には正札をつけさせなくともよいかも知れません。ですから各地方長官がおのその地方の慣習などを考へた上、價格の表示をしなくともよいといふ者を指定することになつてゐるのです。

さて、この價格表示といふ制度は今申ししたやうに、特に物々しい制度でも何でもないのですけれども、物價騰貴抑制といふ建前からみるとなにか／＼効果の多いものなのです。値段をつけるといふことだけで商品値段の引上げを心理的に牽制する力があるばかりでなく、物價の上り下りが一般の人々にもたやすく分るやうになるでせう。又暴利行爲を取締る上にも非常に便利ですし、殊に公定價格の決つてゐる商品につい

ては公定価格の維持取締はこの制度があるためにどれほど活潑有效になるかは容易に想像されることだと思ひます。一人々々の立場からみれば、自分の商品の価格を表示することはそれほど大したことでないに拘らず、それが全體としては物價の調整に非常に有益なものになるわけですから、それ／＼忠實にこの制度を守つていただきたいと思ひます。

(問) 暴利取締令のことは、唯今のお話でよく分りましたが、最近新聞で見ると、「物價委員會」といふのがいろいろと活躍してゐるやうですね。この委員會は主にどんな仕事をしてゐるのですか。

物價委員會は中央物價委員會と地方物價委員會とからできてゐることなどは既に御存じと思ひますが、要するに、この委員會は政府が物價調整に乗り出すに當つて、その仕事の重要さと、その仕事のむづかしさを考へ、充分慎重な態度で進まねばならぬといふので、朝野の識者を集めて構成してある委員會なのです。問題が問題であるだけに役人の獨斷で事を定めず民間の人の専門的な知識、意見によることに意味があるわけです。そして今年の四月にでき上つた中央物價委員會に對し早速政府は「物價騰貴抑制ノ爲探ルべき具體的方策如何」といふ諮問、即ち相談を持ちかけたのです。それ以來、物價委員會は非常に活潑に働き、その研究を續けた上、まとまつた決議を次々に答申してをります。

今日までのところを顧みてみますと、中央物價委員會は物價騰貴抑制のための一般的、根本的な對策に關して種々検討を重ねると同時に、差當つて何とかする必要がある各種の物品について「標準最高販賣價格」を次々と決定してきてゐます。そして今日では既に標準最高販賣價格が決定された品種は數百種に

もなつてきてゐて、われ／＼が日常使用するタオル、手拭や、ワイシャツや、晒木綿、割草蓑等の綿製品類は勿論、靴や靴や下駄やゴム靴の類、或ひはアルミニウムやアルマイトの辨當箱、鍋、釜等、更に家庭で燃やす石炭、煉炭、木炭の類、鶏卵、氷などの食料品、チリ紙、半紙類、家を建てる米松やベニヤ板等の木材、松脂、ヒマシ油等の工業藥品類等々その範圍もわれ／＼の必要物資の殆んど全面に及んでゐます。

そしてこれらの澤山の物について標準値段を決めるに當つては、物品別におの／＼専門委員會を設けて製造業者の代表、販賣業者の代表、需要者の代表等關係各方面の人々が集合して眞剣に公正な値段の發見に努力してゐるのです。とにかく複雑極まる商取引の關係を考慮しながら、公正な値段を見出さうとして行く仕事は難事だといはなければならぬのです。専門委員會に出られた各方面の代表者の方々は利己的な考へ方を捨て、本當に國家全體のために眞面目に相談を重ねてをります。

さてかうして「中央物價委員會」で決定された各種商品の標準最高價格は商工省から一般に發表され、新聞にも出ます。そして、それが現在の狀態にあつては公正な價格であると考へられ、先ほど申上げた暴利取締の重要な發動標準となるのです。そればかりでなく、「公定價格制度」の實施された今日では、公定價格決定のときにもこれが重要な決定標準となり、極めて重大な役割を果すことになるのです。

要するに、「物價委員會」は物價問題に關する實際上の決議機關であるといつて差支ないもので、從來の普通の委員會には見られなかつたやうな、非常に活潑な活動を續けてゐるのです。

(問) 今お話の「公定價格制度」とは一體どういふのですか。

公定價格制度といふのは先ほどもちよつと申し上げましたやうに、價格を公に定める制度です。元來物

の價格は需要と供給の關係によつて自動的にきまつてくるもので、それには權力の作用は全く不必要なものなのです。そして自由經濟の許される分野では、價格は全くその通りにして決つて行くのですが、今日のやうに戰時經濟の時代になると、一番最初に申上げたやうに價格の決定を自由に任せて置くことが出来なくなつてくるのです。國家はその大きな目的からみて必要とされる方向へ物價を引きつて行かねばならなくなるわけですから、そしてその手段として物の價格が決定される過程に權力を以て干渉し、必要ならば物の値段を國家權力を以て決定しなければならぬのです。そして公定價格制度がそれを實行する手段なのです。

勿論、暴利取締令によつて人為的な物價の吊上げは取締ることが出来まうけれど、暴利取締令はいかに強力であつても、結局暴利を取締るものにすぎない結果、物の不足その他に因つて物價が全面的にデリックと上向いて來るときにはこれを抑止する力を持つてゐません。かういふ事態になると、どうしても「公定價格制度」を持ち出してこなければならぬになります。わが國でも本年七月に、公定價格制度が採用されたのもまさにかうした必要があつたわけなのです。

さて、わが國の「公定價格制度」ですが、その根據は「物品販賣價格取締規則」といふ商工省令で、その省令は更に前にお話した「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」といふ法律に基づいてゐます。その内容は、たつた二條の簡單なもので、商工大臣が物品名と、年月日とを指定しますと、その物品を賣る者は、指定された年月日に自分が賣つてゐた値段を超えてその物を賣ることが出来なくなるのです。そして更に商工大臣の指定した物品について、商工大臣か或いは地方長官が値段を指定しますと、前に商工大臣の指定した年月日の當日に自分の賣つてゐた値段の如何に拘らず新しく指定された値段を超えた値段で

販賣をしてはならなくなるのです。一例をとつてお話しすると、

「皮革製品」

昭和十三年六月三十日

かう商工大臣が指定します。これは官報に告示といふ形式で載るのですが、さうすると皮革で作つたものは靴でも馬具でもすべて昭和十三年六月三十日の値段以上には賣れなくなるのです。つまり六月三十日に靴を十八圓で賣つてゐた人は、今後同じやうな靴は十八圓以上では絶対に賣れないわけです。

更に「靴(和製ボックス)中等品、卸賣價格十二圓、小賣價格十五圓九十五錢」と東京府知事なら東京府知事が價格を指定すると、東京では靴(和製ボックス)中等品はその指定された値段、即ち小賣なら十五圓九十五錢以上では賣れないことになります。知事の指定があるまでは十八圓で賣ることができた人も、十七圓で賣ることができた人もすべて一律に十五圓九十五錢を超えられなくなるのです。そしてこの場合には、たとひいかなる理由があつても、即ちその靴が十六圓で仕入れたものであつて指定された値段で賣ると損をするといふやうなときでも絶対に例外は認められないのです。とにかく十五圓九十五錢以下で賣らなければならぬのです。

そしてもし一錢でもこれに違反すれば一年以下の懲役か五千圓以下の罰金に處せられるのですから、「暴利取締令」などよりずっと強力なわけです。なほ同じ皮革製品中、靴だけに於いて販賣價格の指定があり、馬具については何も指定がないときには、馬具については依然として前の商工大臣の指定が有効なわけで、昭和十三年六月三十日の値段が馬具の最高價格となるのです。

(問) それでは商工大臣や地方長官が指定する「公定価格」は誰が決めるのですか。

現在では公定価格の決定は商工大臣が直接これを行ふのをさせて、大體地方長官が當つてゐますが、決定するときには物價委員會を活動させてゐるのです。即ち中央物價委員會が先ほど申したやうな方法で標準價格を發表しますと、地方長官は直ちにその價格を、その地方の事情に應じた値段に修正することを、各道府縣に設けられた地方物價委員會に諮るのです。さうして地方物價委員會が、その地方の實情に適當した値段を答申すると、知事がこれに先ほど例を挙げたやうに「物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ左ノ販賣價格ヲ指定ス」といふやうな前文附で告示するわけです。即ち中央物價委員會が決定した標準價格を地方物價委員會が検討した上で知事から公定價格として發表するといふ建前になるのです。

中央物價委員會が決定した價格を一々地方物價委員會に諮問した上、各地方の知事が別々に告示するのはちよつと考へると非常にうるさいことのやうですけれども、これは公定價格をできるだけ實情に即したものにしようといふ考へから出てゐること、物の値段は運賃とか取引系統とか地方々々の生活程度とかさまざまの理由によつて異つてゐることを考へれば、かうした手續をとることも理解できると思ひます。

たゞ各道府縣毎に公定價格を決定してゆくと、物によつては、かへつて公定價格を決定する地區が細かすぎるために取引が圓滑にゆかないやうなこともできてきます。勿論、公定價格の決定に當つては、各府縣ともこの邊は充分考慮しお互に連絡を圖つてはをりますが、澤山の商品ですし、取引關係も複雑ですから、ともすると或る地方と他の地方との間に商品の流れに圓滑を缺くことが起る虞れがあるのです。ですから

政府もこの對策として、目下物價共通地域制簡單にいひますと物價ブロックを全國に設けて大體經濟事情の似た道府縣を一つのブロックに固め、道府縣相互、物價ブロック相互の間の連絡を緊密にする方法を研究してゐます。この制度ができれば今いつたやうな弊害も段々矯正されてくるでせう。

(問) いろいろ伺ひまして、大體物價對策の内容も分りましたが、これらの諸對策をつまづ運用させるのには監視取締といふことが大切だと思ひます。その取締にはやはり經濟警察を活用するのてせうか。

取締に當つてはやはり大體は經濟警察中心でゆくつもりです。この際警察の力をかりなくとも、國民が充分物價問題の重要性を自覺して眞剣に國策に協力してくれれば一番うまくゆくには違ひありませんが、やはり實行を確保するためには或る程度警察の力をかりる必要があるのです。勿論、警察の取締もたゞ權力でのぞむだけでなく、物價調整の趣旨の徹底、指導といふ點にも充分注意してゆく必要があることは申す迄ありませんが、惡質の違反に對しては嚴格にどん／＼取締を行ふことが必要だと思ひます。

なほ物價調整の監視取締については、もう御承知のことと思ひますが、物價調査委員會制度といふものが設けられてをります。これは民間から經濟事情に明るい人々を選任し、警察署と密接な連絡をとりながら物價調査地區といふものを置き、各地區毎に物價についてのいろいろの實地調査に當らせる制度です。物價調査委員は、いはゞ警察に對する經濟顧問といつた立場にも立つて、官民一致して國策の遂行に協力

するといふわけです。近く物價調査委員が増設される筈ですし、本格的にその活動を開始するでせう。
なほ物價關係の取締に當つては、やはり經濟警察の手をわづらはさねばなりません。が、物價調整のやうに複雑な専門的な事項の多いものについては、何より國民全體の自覺による協力、殊に業者各位の協力が最も必要だといふことを特に申上げたいと思ひます。

(問) ところで、お伺ひしますが、將來もなほ物價對策は強化され、或ひは續けられるのでせうか。

この問題はむづかしい問題だと思ひます。これは要するに、軍事、外交、政治、經濟、すべてを綜合した見透しの如何によつてお答へする外はないからです。しかし、今日のところ將來も尙ほ他の統制經濟と同じやうに物價對策は繼續され、強化されるだらうと思ひます。

廣東の占領によつて、漢口も陥落しました。しかし漢口が陥ちても支那事變が終了したわけではありません。數度の聲明通り帝國の態度は確固としてゐます。眞に東亞平和の確定されるまでは、われ／＼は氣をゆるめるわけにはゆきません。たとへ支那事變が終了したとしても、なほ支那以外の國々に對しわれわれは注意を怠ることができないのです。それに戰後經濟の混亂防止も大切なことで、滿洲國は勿論、更に新支那の經濟建設もわれ／＼の雙肩にかゝつてくるのです。だからわが國の戰時經濟、統制經濟も當分の間は繼續され強化されると見るほかはありません。従つてわが國の物價對策も必然的に繼續され強化されると考へるほかはないでせう。とにかくわれ／＼國民は、この際充分に覺悟を固め、來るべき試験に打ち克たなければならぬと思ひます。

第三部 轉業對策篇

(問) 轉業對策といふことが問題になり、政府の方でもいろいろ考へられてゐるやうですが説明して下さい。

最初に、軍需品の供給を充實するためには、國內で思ひ切つて物資の消費や配給を統制する必要がある、そのために三十を超える統制法令が行はれてゐることを御話しましたが、その結果として、いろいろな統制品を原料として從來から禁制品を製造することを業としてゐた者や、たとへ禁制品でなくとも原料の配給が平時に比べて非常に減少したといふやうな多數の中小工業者や、かういふ商品を販賣することを業としてゐた中小の商業者が、或ひは操業を短縮し、或ひは休業を餘儀なくされ、遂には工場主や主人に加へてその職工や使用人も共に失業しなければならぬ者が出て來ることになつたのは當然の成行といへます。しかもかういふ結果になることは嚴密な物資の需給調整の方策を戰爭に勝つために是非とも遂行しなければならぬ以上、又已むを得ない犠牲と考へねばなりません。

しかし、かういふ犠牲者を放置して置くことは、殊後の國民生活の安定、國民精神の一致團結を期する上において由々しい問題ですから、政府はかういふ休業失業者を救済するために、先づその事業を何とかして維持させること、若しそれが出來ぬ場合には、他の事業に轉業させることを國の力で援助しこれを更生せしめることを考へねばならぬわけです。これが轉業對策問題が現在極めて重大な問題である所以なのです。

(問) それについて轉業對策部、失業對策部といふ新機關が生れたさうですが……

前に申しましたやうな原因で、失業問題が起つてきたのですが、かやうな性質の失業問題は、わが國としては始めて経験したもので、政府の方にもこれを専心研究し對策を實行してゆくための機關がなかつたのです。そこで、この専門機關を急いで設置することが必要になつたのです。ところで失業者の層には企業主と職工使用人の二つの面が、一つは産業問題として、他は労働問題として現はれるわけですから、商工省は企業主の方を、厚生省は職工の方を分擔して問題解決に當らうといふことになつたのです。そこで商工省に九月の末に設置されたのが轉業對策部で、引つゞいて厚生省に設置されたのが失業對策部なのです。企業主の轉業を産業の分野で解決するためには物資の調整を現に實施してゐる商工省の内に新機關を置き、臨時物資調整局その他の關係機關とよく打合をして對策を講ずることが適當と考へられるのです。商工省の轉業對策部の構成や職能をお話しますと、この部には部長の下に總務課、調整課及び指導課といふ三つの課があり、總務課では全般的な調査や計畫の設定と連絡、轉業相談機關の指導監督等の事務を執り、調整課では注文の適切な配分調整と物資の配給斡旋の事務を執り、指導課では技術の指導、共同施設の補助、資金の融通等の事務を執ることになつてゐます。又かういふやうに中央の機構を整へる一方、全國各道府縣にも専門の職員を配置して、中央地方一體となつて事務を進めてをります。

(問) 轉業對策實施のための今年度經費はどのくらゐですか。

商工省の轉業對策に限つてお話ししますと、今年度とりあへず第二豫備金から總額三百四十一萬圓を支出

することになりました。その内譯の概略は、先づ注文の配分斡旋をするための施設に國庫補助金として四萬二千圓、技術指導と少量原材料の配給のための施設に國庫補助金として十六萬圓、軍需工業轉換のための工業組合共同施設に補助金百六十萬圓、輸出品及び代用品工業への轉換に同様の百萬圓、見本製作費の補助が四十萬圓、商工相談所の整備の補助が十一萬圓等です。その外既に十三年度の總豫算と追加豫算に計上してありました經費でこの轉業對策の施設に應用出来る經費が約二百五十一萬圓ありますので、結局、轉業對策部が本年度中にその施設に使用できるものは總額五百九十二萬圓にのぼるわけです。

(問) 物資の需給調整の結果、休業者や失業者はどのいふ業種にどのくらゐ出る見込でせうか。

物資動員計畫の實行に因つて一體どれくらゐの休業失業者があるかといふことは、物資動員計畫そのものがどう運営されるかで非常に變つて來ますし、その影響も今後漸次顯著に現はれて來るものですから、精密な調査を遂げないと、實は今のところでははつきりした數は分りません。この調査は目下轉業對策部でも各地方廳に照會して行つてをりますが、唯今までに大體各方面で調べられました極く概數的な推測の數字を申し上げますと、事業主については工業者が約六萬人前後、商業者が約二萬人くらゐ發生する見込になつてゐます。又どういふ業種に比較的失業者が多いかといふことは、やはり物資の使用制限が強力に行はれた方面が當然に影響も大きいわけで、鐵鋼その他の金屬類、皮革、棉花、羊毛、麻等の纖維品、ゴム關係の商工業者が多いやうですし影響も深刻と思はれます。

(問) かういふ人たちが轉業するにはどういふ方面の産業へ行けばよいのでせうか。轉業對策の根本方針を説明して下さい。

轉業對策の根本方針としては、犠牲を最小限度に喰ひ止めることが望ましいわけですが、出来るならば現在營んでゐる事業を縮小してでも繼續させることが先づ大切で、それが出来ない場合に事業の轉換といふこととなります。轉業對策部の官制に「産業の維持及び轉換」とあるのもこの趣旨です。

しかし、物資の統制が今後相當長期に亘ることは當然豫想されることでもあり、これに依つてわが國の産業體制が必然的に變る以上、この際思ひ切つた轉換が廣く行はれることが必要だらうと思ひます。それならどの方面に轉換を指導するかと申しますと、結局、現在の産業政策なり物資調整なりの根本趣旨が、軍需の充足と、輸出増進と重要物資の消費節約とに在るのでから、休業業者に必要な物資を供給してその轉換を図るには三つの方面、即ち第一は軍需品産業への轉換、第二は輸出品産業への轉換、第三は國內で原料の自給が出来る代用品産業への三方面があります。

轉換の目標は以上の通りですが、次にその方法としては、一人々々が持つてゐる技術や機械設備の能力を個別的に調べて、一々その振ふところに従つて轉換させるのも一つの方法でせうが、従来わが國には中小商工業の改良發達を図るための組合制度が發達して共同施設をして行くやうになつてゐますので合理的計画的に轉換させるには、むしろ集團的にこれを行はせる、即ち工業組合や商業組合を組織させてその組合の共同設備を利用させることが適切です。従つて組合を組織してゐない者には、先づ組合を結成させるやうに指導します。

そこで以上のやうな根本方針で對策を進めますには、やはり一方で精神的指導が大切になります。犠牲となつた人々は徒らに不安失望に陥らず大いに自力更生の意氣を振ひ起すことが肝要ですが、又一方、戦争の好影響を受けたいはゆる股賑産業の關係者は、この際一層自肅自戒して同胞の一部に氣の毒な犠牲者があることを銘記し、協力一致して政府の對策を支持して行くべきであつて、國民精神總動員運動にもこの趣旨が強調されてゐます。

(問) ところで、轉業對策を實際に行ふについては、差當りどんな施設が行はれるのですか。

轉業對策としましては、勿論今後の情勢の變化に應じて種々の方策が研究されねばなりません。差當り實施することになつてゐる施設は大體次の七點に亘つてゐます。第一には、軍需品産業等股賑産業に集つてゐる註文を不振産業にも振り分けるやうに註文の配分調整を行ふこと。第二は、事業の轉換を指導するために技術指導員を地方廳に増員し技術を授けること。第三は、轉換のため工業組合の共同施設に補助金を出して必要な機械設備を設けさせること。第四は、轉換の初めに軍需品や、輸出品や代用品の見本を作らせその製作費を補助してやること。第五は、主として輸出用の雜品について少量の原材料の配給がないために製品全部が完成しないといふことを救済するためにその配給斡旋を地方廳に行はせること。第六は、主として組合を組織できない中小商工業者のために、個別的に直接の轉業相談に應ぜしめる機關として商工相談所を擴充整備してこれを活用すること。第七には、轉換資金の融通を図るために金融の途を緩和すること等の諸施設があります。

(問) ては、休業者が軍需品等の注文を受けるにはどうすればよいのですか。

休業者を軍需品、輸用品及び代用品産業に轉換させるためには、休業者に對して、これら三つの方面からの注文がなくては仕事が出来ません。そこで現在股販産業の方面にかたよつて集つてゐる注文を不振産業の方面にも振分けて、その間不均衡のないやうに注文の配分調整を行はねばならないのですが、そのために地方廳に専任の職員を置き、注文を受ける幹旋事務に従事させることになりました。

つまり發註官廳である陸海軍省關係の兵器廠、造兵廠、鎮守府等や、鐵道省をはじめ、大工場方面の當局者と充分連絡して、各地方で雙方關係者を集めまして、屢々「受註幹旋協議會」を開催することとし、その運用に依つて注文の配分を行ふことになりました。又この地方職員は同時に製品の規格やその納入期限等の監督指導も併せて行ふ筈です。又一方工業組合中央會の支部にも同様の職員を配置して地方廳と連絡して受註幹旋事務の圓滑を圖るやうにします。又大工場に對しては、その受けた注文を出來るだけ更に中小工業者に分散して下請させるやうに指導して行く方針です。

(問) 休業者が他の産業に轉換しようとしてまづ技術を習はねばどうにもなりません。これに對してどんな施設がありますか。

せつかく轉業しようと思つても技術が拙いために、或ひは今までの事業と違つた新しい技術を必要とするために、轉換が難しいことが多いのですが、殊に軍需品等の精密度の高いものでは少しでも技術が拙い

と不合格品が出るので、戦争に必要な武器その他の軍需品を短期間に大量に仕上げる事ができず、結局軍の下請も出されない實情です。そこでまづ必要な技術を授けるために、地方廳に技術指導のための職員を置いて講習會を開き、休業者の主なものを撰んで技術を授け、その技術を習つた者が更に他へこれを授けるといふ方法で技術の傳習を行ふのです。その傍ら工場の見學等も盛んに行ふやうに幹旋するつもりです。又大工場で働いてゐる優秀な技術者にもできる限り講師として來てくれるやうに幹旋する豫定です。

(問) しかし、中小工業者の持つてゐる機械設備は能力が低くて精密な軍需品等の製作は困難と思ひますが、これに對してはどんな對策が講ぜられますか。

一般に中小工業者は技術も低いし、その持つてゐる機械設備も能力が貧弱であることは御言葉の通りです。そこでこの低度の能力を高めて相當精度の高い製品も出來るやうにしなければなりません。それは一人々々の者が高性能の機械設備を持つことは中小工業者の資力では無理です。第一設備に必要な物資の供給が不足してゐる現状です。そこで同種の業者だけを集めて工業組合を組織せしめ、組合に共同設備を持たせこれを皆で共同して利用することにすればよいわけです。そこでかういふ設備については、必要な機械等の物資も出來るだけ優先して配給することになつてゐます。

(問) たとひ轉換しても初めのうちは立派な製品が出来ず、又すぐには賣れないと思はれますが……

前にも申しましたやうに、轉業先々では技術が未熟なので軍需品等の精密な製品を急速に作り上げるに

は間にあはず、しば／＼不合格品が出来ます。そこで先づ試験的に見本を作らせてみる必要があります。又輸出品や代用品關係でも信用も足らず、技術も拙いために、せつかく作った品物が賣れず、又新製品であつて宣傳が足りないために買手がなくともありませう。これについても同様に先づ試みに見本を作らせ、これで技術を訓練する一方、販路開拓にも役立たせることが必要でせう。そこでこれらの見本製作に補助金を出して立派な製品ができ、その販路も拓けるやうにすることとなつてゐます。

(問) 中には物資の使用制限のため一部の原材料が手に入らず製品が完成出来ないものがありますが、これについても何か対策が必要でせうね。

大都會には小工業者で輸出用雜貨を製造するものが多いのですが、これらの者は極く少量の原料が手に入らぬために、せつかく大部分の原材料はありながら、結局所要の輸出品を製造できぬものがあります。これらの少量原材料の配給は數量の點などから見ても／＼實行上困難ですから、府縣にその配給斡旋事務を行はせることにして、かういふ原因から来る休業を防止し、同時に輸出増進に向けることにしてをります。

(問) ときに、轉業には相當の資金が必要と思ひますがその対策はどんなものですか。

轉業には今申しました／＼の補助金を支出します外に、轉業資金の一部として大藏省の預金部資金

を融通して金融の緩和を図ることになりました。中小商工業轉換資金として二千萬圓を融通します一方、現在融通してゐる中小商工業振興資金の融通條件を擴充して轉換資金に充當する途を開きました。それから轉換資金の貸付については、現に道府縣及び六大都市で實施してゐる「中小商工業資金融通損失補償制度」をも併せて活用する豫定です。

(問) 商工相談所といふのがあるやうですが、どういふ所ですか。

前にも申しました通り、轉業の方法としては、協同組合組織に依らせるのが一つの方針ですが、中には資力があまりに薄弱のため、或ひは同業者の數があまりに少いために組合を結成できないものがあります。かういふものは直接一人々々に而接して相談に應じ轉換の目標を與へてやる必要がありますし、又組合員であつても個々の相談にも應ずることも必要になります。従来から各地方の市や商工會議所等が經營してゐます「商工相談所」をこれに利用しますとともに、新しく各道府縣經營の下に「中央商工相談所」を設けさせて、これが各府縣の中心となつてその地方の轉業相談の仕事を統括して行くことになりました。従つて轉業相談については中央商工相談所が中心となつて同時に既に他の商工相談所とも連絡して相談にあづかる外に、従来から行つてきた經營、金融等の相談にも應ずることになつてをります。

戰時經濟體制の一覽表

戰時經濟體制的概貌一覽表				
目的	政府の措置	關係法	國民は何か	
戰費の調達 (七四億)	公債發行(六九億) 貯蓄獎勵 増特別會計より繰入 (二億)		貯蓄の勵行 生活の刷新、簡單化 軍事費獻納	國債の買入 貯蓄債券の買入
軍需資材の増産	生産力の擴充 (主として鑛業と重工業) 廢品回收の獎勵	資金調整法 製鐵事業法 石油業法、人造石油製造事業法、 石油資源開發法 重要鑛物増産法 航空機製造事業法 自動車製造事業法 工作機械製造事業法	産業報國精神の實踐 生産能率の向上 廢品の回收	
國際收支の維持改善 (爲替相場、貨幣對外價値の維持)	貿易統制 爲替管理	爲替管理法 輸出入臨時措置法 臨時輸出入許可規則	輸入關係品の消費節約 海外拂の節約	
	輸出入臨時措置法 需給調整協議會令 同規則 重要物資在庫數量調查規則 石炭 (石炭配給統制規則)			

軍需資材の供給確保	物資の使用制限、使用禁止、配給統制 (經濟警察) 代用品の使用奨励 代用品の補助奨励 生活用品の提倡	液體燃料 (揮發油及重油販賣取締規則) 鐵 鋼 鐵鋼工作物製造許可規則、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件、鋳鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件、鋼配給統制規則 綿 綿製品ノ製造制限ニ關スル件、綿製品ノ販賣制限ニ關スル件、綿製品ノ加工制限ニ關スル件、綿絲配給統制規則、輸出綿製品配給統制規則 非鐵金屬 銅使用制限規則、白金使用制限規則、鉛、鋅、錫等使用制限規則 機械 (工作機械供給制限規則) 皮革 皮革使用制限規則、皮革配給統制規則 ゴム ゴムノ使用制限ニ關スル件、ム靴ノ販賣制限ニ關スル件、ム配給統制規則 木材 (米松販賣取締規則)	消費節約 物資の活用 代用品の使用 生活の簡素化
輸出の振興 (外貨獲得) 爲替基金制 リンク制 保税工場の利用		爲替管理法	

物資輸入力の増加 (為替相場・貨幣對 外債償の維持)	輸出資金前貸制 貿易外收入増加 産金の奨励、金の 政府集中 暴利販賣の取締	産金法 日本産金株式會社法 金使用制限規則	金の賦納と賣却 (保有金の申告)
物價の騰貴抑止 (國民生活の安定)	物價の抑制 物價調整委員會 物價最高販賣價格制 公正價格制 正札制度 〔經濟警察〕	暴利取締令 輸出入臨時措置法 物價委員會令、物價調查委員會 令、物品販賣價格取締規則、綿 絲販賣價格取締規則、毛絲販賣 價格取締規則、ステープルファ イバー及ステープルファイバー 絲販賣價格取締規則、人造絹絲 販賣價格取締規則、皮革配給統 制規則第九條ノ規定ニヨル皮革 ノ販賣價格指定ニ關スル件	賣惜買溜の抑制 公定價格の遵守 消費節約
物資の輸入及び使用 制限の結果生ずる休 失業者の救済	轉業對策 失業對策 職業紹介所國營		股販産業關係者の自 重自強と失業防止救 済への協力 不振産業關係者の自 治的更生
軍需資材生産に要す る勞働力の補給	學校卒業者の使用制 限 熟練工の養成	國家總動員法 (六條)	生産能率の向上

(内閣情報部週報編輯部編)

武漢攻略と南支作戰の戦果に對し

優渥なる御言葉を賜ふ

【大本營陸海軍部十月二十四日午後五時公表】 大元帥陛下には本日午後二時參謀總長官邸下竝に軍令部次長を宮中に召させられ左の如き優渥なる御言葉を賜はりたり

今次ノ南支作戰ニ方リ陸海軍諸部隊ガ緊密ナル協同ノ下ニ周到ナル準備ト果敢ナル行動トヲ以テ速ニ廣東一帯ヲ攻略セルハ戦局ニ寄與スルトコロ大ナルモノト認メ深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

【大本營陸海軍部十月二十八日午後一時公表】 大元帥陛下には本日午前十一時參謀總長官邸下竝に軍令部次長を宮中に召させられ左の如き優渥なる御言葉を賜はりたり

我陸海軍諸部隊ガ緊密適切ニ協力シ長途幾多ノ困難ヲ克服シ遂ニ衆敵ヲ撃潰シテ武漢攻略ノ目的ヲ達成スルニ至レルハ深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

武漢三鎮遂に陥落す

陸軍省情報部

【大本營陸海軍部二十七日午後六時三十分公表】
我が軍は本二十七日午後五時三十分陸海協力戦敵を掃蕩し武漢三鎮を完全に攻略せり

武漢三鎮は遂に陥落した。銘記すべき昭和十三年十月二十七日である。大陸の秋まさに酣な武漢の上空に日章旗翻翻としてためく。この日こそ東洋史を更新する日としてわれ等は永遠に記憶しなければならぬであらう。誠に感激すべきでもない。
曩に南京より退走せる抗日容共政権國民政府は武漢の地に據つて尙ほわれに抵抗したのである。よつて軍は彼の餘喘を絶つべく斷乎漢口作戦を敢行した。
抑、今次の漢口作戦は上海戦、徐州戦と異り、揚子江上流に二百五十里の奥地に向つてする廣正面の山地地帯の戦闘で、しかも蒋介石の叫んだ所謂「最後の關頭戰」である。わが軍は七月下旬より行動を開始し、先づ揚子江上九江に作戦根據地を推進して、江南北兩岸方面より前

進することにした。ために廬山、廣濟附近の戦闘は激烈を極めた一方、廬山方面に集中せるわが軍は八月下旬一齊に大別山の北麓を西進し、その途次史河々畔、富金山附近に於て頑敵を撃ち破り、十月十二日遂に京漢線に到達して、こゝに漢口に對する包圍的態勢を完了するを得た。
爾後わが軍は幾多天險に據つて死守せんとする敵大軍を力攻すること月餘、將兵はあらゆる艱難辛苦を克服しつゝありし時、會、敵の處を衝いて開始された南支方面の作戦は敵の統帥を全く錯亂せしめ武漢方面敵戦線の動搖を來し、わが猛攻と相俟つて漢口に通ずる各關門は破れ、武漢と運命を共にすると豪語した蒋介石も逃走し、遂に武漢陥落を記念すべき今日を迎へることが出来た。
武漢の陥落は皇軍の威武を中外に宣揚して餘す所なく一面に於ては蒋介石政権の完全なる失感となり、他面新

支那建設への躍進を容易ならしめたものである。
併しながら、武漢のみは既に陥落せりと雖も、敵の一部は尙ほ各方面に於てわが進撃を阻止しつゝあり、少くとも敵を速くに撃攘するに非ざれば武漢作戦は完了せりとはいへない。
こゝに東洋永遠の平和確立のための礎石となつた幾多の忠勇なる英靈に對し追悼の誠を捧げ、且つ前途の難局打開に向つて更に一段の奮起を期する次第である。

中支方面

一 揚子江方面

イ 江北地區前進部隊
湖北省蕪水を占領して以來戦況急進展し、漢口一番乗り
の名譽を獲得したのはこの方面に活動せる部隊である。
十月二十一日蕪水を占領したわが軍は、敗敵を追撃して前進、二十二日上巴河市に、二十三日新洲に、二十四日黃陂に、二十五日午前九時十五分には漢口北方六里京漢線上の横店に達し、これより京漢線に沿ひ南下、午前十時には早くも漢口北方四里にある三道橋に進出、午後四時三十分遂に漢口東北部に突入した。二十二日蕪水出發以來四日約四十里の山地を突破してめざます漢口の一
角に突入したのである。



二十六日一部隊は黃陂北方三十里河口鎮附近に進出、こゝに大別山突破部隊と感激の握手をかはした。
揚子江々岸前進部隊
揚子江北岸に沿ひ前進十月八日蕪水を占領したわが軍は十日鳳頭磯に、十二日小亂泥灘、十三日茅鋪、二十日馬家龍を突破、蘭溪下街より江上を遡江すること十五里、二十四日東岳廟に進出した。
揚子江南岸に沿ひ前進十月二十日黃石港を占領したわが部隊は、二十三日雀林咀に達す。一方大冶縣城方向より北進したわが部隊は二十日鐵山礦廠を占領、更に揚子江岸鄂城を襲り爾後南岸を前進して二十四日華容鎮を、

二十五日葛店を占領、之より武昌道を直進して二十六日午前八時三十分遂に武昌に突入之を完全に占領した。次いで二十七日揚子江對岸にある漢陽を掃蕩し茲に武漢三鎮は完全に陥落したのである。

二 江南方面

イ 京漢線方面

排市方面の敵を撃破し西北方に前進中のわが軍は、二十日概ね敵隊南北の線に進出、なほ依然頑強に抵抗する敵を壓迫しつゝ前進に力め、二十三日には梁子湖東南側楊樹附近に進出、前面の敵を攻撃これを撃破し二十五日には金牛附近の敵陣地を攻撃、二十六日これを撃破した。又他の一部隊は追撃を續行し、二十七日午後四時三十分遂に界漢線に到達、横溝橋(武昌南方十八里)に於て鐵道遮断に成功した。敗走中の敵は界漢線及び武昌―咸寧道を大河の決するが如き勢ひで南方に退却しつゝあつたのである。

ロ 德安方面

德安方面は地形險難、且つ敵の抵抗依然頑強でわが軍は力戰奮闘最後の突撃距離に迫り二十七日遂に德安を攻略した。

一方德安西方繁溪方面より東進したわが一部隊は十二日甘木關附近の敵陣地帯を突破し二十日にはその東方

密坑南北の線に進出、德安西南方の敵を壓迫しつゝある。

三 大別山方面

イ 信陽方面

この方面の敵は今なほ相當頑強に抗戦しつゝある。京漢線に沿ふ地區を南下したわが軍は、十六日には柳林市南方一里江家灣東西の線に進出目下前面の敵を攻撃中である。敵は第十三師、第二十師、第三十師、第五十六師等である。

京漢線西方地區を南進中のわが軍は十八日潯河左岸にある譚家河附近の敵陣地を突破し二十日には胡家營東西の線に進出した。

大廟畝市附近の敵を撃破した一部隊は南方新店附近の敵を攻撃之を占領した。又一部隊は二十四日應山を占領、二十七日にはその南方德安に迫つた。敵は大縱隊をなして續々南方及び西方に退却中である。

ロ 沙湖方面

この方面の戦況は二十三日この附近山地の最高峰白雲山を占領以來俄然急轉回した。

約十ヶ師の敵も不撓不屈のわが攻撃の前に今や戦ふ力盡き二十三日わが軍が白雲山を占領するや全線崩壊し西方に退却し始めた。わが軍は一齊に追撃に移り二十四日福田河を突破午後二時にはその南方武家河を陥れ二十

五月初には早くも麻城を占領、續いて追撃前進中である。

ハ 新店方面

この方面も二十三日頃より戦況は一變した。雙廟關、兩隘口南方倉房附近の線に進出せるわが軍は二十三日より一齊に追撃に移り石門畝、三河口を突破閩家河に進出續いて前進、二十六日には宋埠に進出、二十七日には黄安に達した。

南支方面

十月二十一日廣東を占領したわが軍は直ちに市中の掃蕩を終つた。

二十三日わが一部隊は海軍部隊と協力して珠江河口三角洲南端附近に上陸、同日夕には虎門砲臺を攻略一部隊は更に廻江して佛山附近に進出した。

又横瀝城―平陵城―永漢圩―從化道方面を前進したわが軍は二十四日從化を占領した。

この方面の敵部隊は從化西方、廣東北方地區に徘徊中の模様である。廣東附近の機關に於ける鹵獲品中判明せるものは次のやうである。十二時半榴彈砲三、野砲一〇、連射砲四一、歩兵砲迫撃砲四、高射砲八、機關銃三五、戰車六(内ビッカース水陸兩用戰車三)、砲彈一千餘、機關銃小銃彈三萬六千、手榴彈二千五百、その他小銃、拳銃、兵器資材多數である。

又長州砲臺(廣東東南方約四里)を占領同要塞にあつた敵約三百を撃滅二十四種加農砲三門、二十種加農砲一門、その他多數兵器資材を獲得した。

寫眞週報

十一月二日號

(第三十八號)

定價 十錢

目次

☆明治節奉祝 ― 明治神宮にて謹寫

☆漢口突入の日 ― この實、感激は感激をうみ、白衣の勇士の戰捷報告はじめ、到るところに歡喜の波はうつ

☆廣東漢口攻略戰 ― 焦土抗日の最後の據點を失つた今、蒋介石は何處に落ち、いつこそその命脈を保たんとする

☆國民精神作興週間 ― 十一月七日から十三日まで

☆海の彼方

☆讀者のカメラ

本號から内閣印刷局發行

寫眞週報

漢口攻略の意義と海軍作戦の回顧

海軍省海軍軍事普及部

漢口は遂に陥落した。武漢三鎮に遂に最後の日が来た。敵の首都南京攻略以來、こゝに十ヶ月、十月二十七日は今や抗日蔣政権の死命を制し、今事變に新たな一線を劃する日となつたのである。邦家のため定に慶賀に堪へない。

今や廣東と漢口は相踵いで陥落するに至り、兩據點の地理的並びに政略的軍略的地位に照らし、兩都市それぞれのもつ抗戰的使命に鑑みる時、蔣政権が必ずや政治的に、經濟的に又軍事的に一大打撃を蒙り、やがて一地方的政權に轉落し、その率ゐる抗日軍隊もまた土著的匪賊的存在に墮するであらうことを確信するものである。即ち、廣東並びに漢口の陥落は、この意味に於て明らかにかに今事變に更に新たな段階を劃したものだといふべきである。

然し乍ら今次支那事變は斷じてこれを以て終結するものではなく、支那側の呼號するとせざるとに拘らず、我が國の欲するものと欲せざるとに拘らず、正しく長期戰たるの本質を有するものである。何となれば聖戰終局の目的は、正しく明るい東亞永遠の平和を打建て、延いて世界の平和に寄與し、普く人類の安寧福祉を増進せんとするにあり、單なる蔣政権の潰滅は、帝國に課せられた一大使命の達成途上に於ける一段階に過ぎないからである。

今や事變は「二面戰闘、一面建設」の段階に入つたとはいへ、聖戰の前途尚ほ遑遑にして益々多事多難なるを思はしめるものがある。

この時、この際、我が一億萬同胞はいよいよ「聖戰の意義に徹し、益々一大國家的決意を固め、以て皇國未曾有の鴻業を完成せしめなければならぬ。帝國海軍としては、四圍の情勢に應じて軍備を充實し、以て益々海上國防の完壁を期さなければならぬ。

(58)

二

漢口攻略戰に於ける我が海軍の作戦は、その殆んど總てが長江を樞軸とする陸海軍の協同作戦であつて、江、陸空渾然一體の皇軍が、緊密なる連繫連絡の下に一糸紊れず、一路武漢を目指して神速果敢なる進撃を敢行したのである。

我が遡江艦艇が晝夜を惜み、江岸に連なる敵陣地と交戦を続け、無數の敵機雷を掃海しつゝ眞に血を以て水路を開闢して進めば、その水路を衝いて勇猛果敢なる我が陸戰隊が江岸の要地を占領する。これに續いて駿足勇猛を以て開える我が陸軍部隊が上陸する。そして陸軍部隊が頑敵を蹴散らし猛進すれば遡江部隊が又これを追ふといふ有様で、水陸追ひつ追はれつゝの猛進撃を繰返したのであつた。この間、特に我が海軍航空部隊がそれこそ世界航空戰史に時代を劃する活躍を續けて、海陸協同作戦に協力したことは、いかばかり皇軍の連戰連決に寄與したことか實に測り知るべからざるものがあつた。

そして江岸の頑敵を掃蕩滅して、江中の機雷を反復掃海した後の長江水路は、直ちに我が大陸作戦に對する兵站線となり、又我が航空部隊の基地は一地から一地へ

と、上流へ上流へと前進して、益々その鵬翼を奥地に延ばすこととなつたのである。

若し支那に長江三千里の大河が無かつたならば、そしてこのやうな見事な海陸協同作戦が不可能であつたとして、如何に勇猛果敢なる皇軍といへども、支那大陸の奥地深く大規模の戰闘を實施することは不可能であつたであらう。しかも江岸の要港は悉く支那の政治上、經濟上、軍事上樞要な地であつて、長江の流域は事實上支那の心臟部を構成してゐる。これを喪ふことは抗日支那にとつて一大致命傷たるを免れないのである。だがこれを守らんとするも、既に支那の海軍は皇軍のために撃滅せられ、その空軍亦殆んど潰滅の悲運に際會し、僅かに幼稚なる機雷戰と江岸陣地よりする砲撃を以て皇軍の神速なる進撃を阻止せんとしたのであるが、遂に如何とも施す術がなかつたのである。かくて本年六月以降安慶、湖口、九江等の要衝が次々に我が陸戰隊に依つて占據せられるや、武漢防衛の第一線は先づ崩れてこゝに大勢は定まり、その陥落は早く、既に單なる時日の問題となつたのであつた。

それにつけても我が海軍艦艇が、濁流滔々たる長江千數百裡を遡江して、武漢三鎮の江上に燦たる軍艦旗を翻

(59)

へすに至つたことは、眞に驚異に値する戦果といふべく、我が廻江艦艇將兵の胸中轉た感慨無量なものであるであらう。

航空戦

十月十八日

海軍航空隊は南支上陸軍の戦場に協同すると共に、戦區内外の敵軍隊、軍事施設を攻撃し甚大なる損害を與へた。

十月十九日

(一) 龍門、從化並びに增城西方地區等の陣地帯に據る敵を猛撃すると共に、廣東方面よりの敵増援部隊並びに戦車、軍用自動車群を途上各地に扼し大損害を與へた。

(二) 粵漢線は源潭、銀湖、果村等にて完全に破壊され、廣九線は既に死滅した。

(三) 天河、白雲、從化各飛行場に敵機影を認めず。從來敵は一夜にして滑走路の彈痕を修復するを常としてゐたが、近來は數日間に亘り放置してあるを認めた。

十月二十日

(一) 陸上作戦に協力、その進路附近の敵に果敢なる攻撃を加へ、上陸軍挺身隊に糧食を投下し、その進撃に協力。

(二) 中支方面攻撃に向つた部隊は、江上艦艇、海陸軍、陸上部隊の作戦に直接協力す。

(三) 空中よりの偵察によれば、本日午後五時增城西方陣地の敵は混亂に陥り潰走しつつあり、海軍航空隊はこれを攻撃中。

(四) 海軍航空隊の一部は本日廣東政府遷避地の一目せられる翁源城一圓の敵軍事施設を爆撃。また陸軍協力の仕事をする航空部隊は、未明より增城西方敵陣地を攻撃中の陸軍に協同して、敵戦車隊、裝甲自動車群を粉砕した。

十月二十一日

終日全力を擧げて各方面の陸上作戦に協力し、受持正面敵地上部隊を撃破した。敵は正午頃から廣東市内の一部増歩、河南工場地帯並びに白雲飛行場を爆撃又は放火し各所に於て炎焼中、廣東附近防空陣地は完全に沈黙した。

(一) 龍門、沙河、石池その他數ヶ所に於て敵戦車四十臺、自動車隊並びに歩兵多數を殲滅した。

(二) 廣東從化間及び廣東花縣間に於て戦車、自動車數十臺を發見大部を破壊した外、退却中の敵部隊を搜索攻撃した。

(三) 敵は從化その他各地の橋梁を燒きつくした。

又長江沿岸方面では終日江上艦艇並びに陸軍部隊に協力して主として鄂城、黃州方面一帶の敵陣地に陸軍部隊前面の敵を徹底的に爆撃。江南方面に於ては敵の前線中樞地通山に大爆撃を加へた。

江北方面に於ては陸軍部隊に協力して麻城、雲夢、三河口、中館驛等敵の據點を襲ひ、麻城、中館驛道路上に於て裝甲

車、トラック群並びに乗用車を爆撃粉砕した。

本日廣東方面に於て我が部隊が敵に與へた損害は兵三千、戦車、裝甲自動車、トラック等合はせて百七十臺を下らぬ。

十月二十二日

(一) 山上少佐の率ある〇〇機は漢口停車場を襲ひ待機してゐた貨車約百輛を猛撃潰滅せしめた。

(二) 棚町少佐の率ある一隊は武昌停車場を襲ひこゝにも列車、貨車群を發見貨車三百輛に對して全滅的打撃を與へた。

(三) 内藤少佐の率ある〇〇機の一隊は四川省梁山を空襲した所、珍らしくも二十數機の敵戦闘機が上空に現はれて我が強襲に挑戦して來た。我が軍は五機を撃墜し、更に地上の小型機四機、中型機四機を爆撃して沈没、全機無事に歸還した。

十月二十三日

(一) 江上部隊の作戦に直接協力せるほか白雲山の敵砲臺に徹底的爆撃を敢行、江上の進撃を容易にする一方他の一隊は武昌を急襲し、斷末崖の武漢を震撼せしめた。

(二) 從化、佛岡方面の敵を爆撃して陸軍部隊に協力すると共に高要、三水等西江方面の敵部隊の軍事施設を猛爆。

十月二十四日

(一) 本日長沙に於て日本飛行機數機がイギリス砲艦に對し爆弾を投下したとの報があつたが、外國軍艦に對し日本軍航空機が故意に爆弾を投下するやうなことは絶対に信じ得

られぬところなので、何等かの錯誤に原因するものと思考せられ真相は目下調査中である。

(二) 江岸一帶の敵陣に最後の反復爆撃を加へ、他の一部隊は大舉武昌驛及び粵漢線沿線を猛撃し武漢を襲て、敗走する敵兵の滿載列車に對して痛烈な爆撃を加へた。

十月二十五日

(一) 我が飛行機隊は漢口水道附近に於て敵魚雷艇(魚雷二本搭載)から機銃射撃を受けたため、これに對して攻撃を開始した所、右魚雷艇は英國旗を掲揚する舉に出た。我が方は監視を續けると共に直ちに附近に在つた我が砲艇隊を誘導してこれと共に協同攻撃を加へ火災を起さしめた。

(二) 陸軍に協同する航空部隊は連日殘敵を搜索攻撃すると共に粵漢線沿線を攻撃して敵部隊運輸機關に甚大なる損害を與へた。

海上部隊の作戦

十月十八日

南支護衛艦隊は本日引續き陸軍部隊の揚陸に協力すると共に泊地の警戒に任じ、砲台その他掃海作業を續行、昨日までに處分した機雷は〇〇箇に達する。

十月二十一日

陸軍作戦は驚異的進展を示し遂に午後三時三十分その戦車隊は廣東市に入城、同夜我が軍は完全に廣東市を占領した。

十月二十二日

(一) 今次南支作戦に於ける海軍部隊最高指揮官は海軍中將塩澤幸一なる旨發表せらる。

(二) 海軍艦艇は午前陸軍輸送船団を護衛し、珠江口に進入、複雑な水路を突破して陸軍上陸舟艇を掩護、導引し、これを大角頭島に揚陸せしめた。海軍艦艇並びに海軍航空隊は沿岸敵陣地を制壓すると共に熾烈なる防禦砲火を加へた。終日虎門、川鼻角方面の敵砲臺に徹底的砲撃を加へた。

十月二十三日

(三) 我が陸海軍の精銳部隊は緊密な協力の下に本日新たに珠江口に進入し、上陸に成功せる陸軍部隊は夕刻大角頭島を掃蕩、虎門要塞對岸に進出した。

十月二十四日

海軍艦艇は珠江口各地の機雷原掃海に着手すると共に沿岸の敵を制壓しつつ、陸軍舟艇を嚮導、珠江を遡り進撃を開始。南支方面に於ては珠江本流、西江中の海軍艦艇は、掃海しつつ、夕刻海心沙(虎門、順東の略、中央)に進出した。

十月二十六日

珠江西江部隊は本支流各所に敷設した機雷群を排除し、又機雷衛所を占領しつつ進撃を續行し、その一部は三水に到達した。

陸戦隊の戦闘

十月二十二日

海軍陸戦隊は本日早朝陸軍部隊と協力して郭城下流某地點に敵前上陸を執行し、午後零時その先頭は郭城に突入し零時半これを占領した。

十月二十三日

珠江口に進出せる我が海陸の精銳は緊密なる協同の下に本日早朝より虎門要塞の敵砲火を冒して果敢なる攻撃を開始し、海軍艦艇並びに飛行機の熾烈なる砲撃による掩護の下に、海軍陸戦隊は川鼻角砲臺に敵前上陸を斷行、頑強なる敵の抵抗を排除して午後五時虎門要塞の全砲臺を占領した。

十月二十四日

陸戦隊は川鼻角の機雷衛所を發見しこれを處分す。

江上作戦

十月十九日

西江艦艇は強行掃海を續行、その先頭は既に敵が漢口防備の堅陣と待む郭城を距たる〇〇浬の地點に達した。

十月二十日

夕刻までに多数の機雷を排除しつつ郭城を指呼のうちに盟む地點に達した。郭城の運命は今や風前の燈である。

十月二十一日

(一) 本日午後四時三十分黃州前面を突破して尙ほ西江中

である。

(二) 江岸一帯の敵を制壓しつつ、夕刻黃州上流〇〇浬の地點に進出、本日一日の水路啓閉は實に十哩を越えた。

十月二十二日

夕刻までに遂にその最前線は團風水道を突破し漢口の咽喉を扼する地點に到達した。

十月二十三日

江上部隊は最後の抵抗を試みる敵を制壓しつつ進撃を續行、同日夕刻には武漢を距る僅かに十一里の地點に肉薄した。

十月二十四日

白雲山青山砲臺並びに江岸附近一帯から最後の抵抗を試みる重砲、野砲の十字火を冒して江上江岸を制壓しつつ、第一線閉塞線を啓閉し今や葛店鎮を前にして士氣旺盛である。

十月二十五日

午後四時三十分頃、我が軍は陸海軍協同して漢口の一角に進出した。

十月二十六日

(一) 海軍西江部隊は午後五時までに全部漢口前面に進出した。午後六時全艦艇の將兵は一齊に東方に向ひ皇居を遙拜し〇〇司令官の發聲の下に天皇陛下萬歳を三唱した。尙ほ一部西江部隊は今刻更に上流に向けて進撃を開始した。

(二) 海軍陸戦隊は漢口に上陸し夕刻迄に各擔任區の整備に就いた。

十月二十七日

(一) 今回漢口に突入した海軍西江部隊指揮官は海軍少將近藤英次郎である。

(二) 我が軍は午後五時三十分陸海協力して陸戦隊を掃蕩し武漢三鎮を完全に攻略した。

外務、拓務大臣更迭

昭和十三年十月二十九日

從三位勳一等 有田 八郎

任外務大臣

從四位勳一等 八田 嘉明

任拓務大臣

内閣總理大臣兼外務大臣 近衛 文磨

免兼官(外務内閣)

日
和
十
月
日

了才體操教團創始滿十週年

會協送放本日 團人 社法

◎時局と初等教育者の使命（國民精神總動員中央聯盟）
の異常の難局に處して初等教育者は幼少國民に事態の正しき認識を與へ、彼等を強く正しく雄大なる世界的日本國民に鍊成して、皇國の隆昌と世界の福祉とに寄與する根本力を培はしめなければならぬ。そこにわが國現下初等教育者の歴史的使命があるとして 一、事變の因由と國際情勢 二、國民精神總動員と初等教育者の地位 三、時局と初等教育上の重點に分けて説いたもの（二頁）發行、國民精神總動員中央聯盟 價三錢（送料三錢まで）三錢

◎嗚呼南鄉少佐・小國民追悼文集（國民精神總動員中央聯盟）
今は亡き少佐の靈前に寄せられた國民の至情はとばしる弔慰文千數百篇あまりのうちから、特に小國民の筆になる二十八篇を輯録したもの（三頁）發行、國民精神總動員中央聯盟、價四錢（送料三錢まで）三錢

第百三號 (十月五日)

- ▽歐洲大戰後の列國傷損軍人保護對策
- ▽行刑と徒後活動
- ▽事變と外人獻金美談
- ▽田家鎮政略
- ▽進撃する海軍沿江部隊
- ▽支那新政權の發展

第百四號 (十月十二日)

- ▽軍人授護に關し傷濕なる勅語を賜ふ
- ▽武漢作戰の軍事的意義
- ▽滿洲移民の現況報告
- ▽排市・碧漢を占領す
- ▽海鷲、長驅昆明を衝く
- ▽ミューンヘン四國協定

第百五號 (十月十九日)

- ▽轉業對策
- ▽事變と軍馬
- ▽蔣政權と南洋華僑
- ▽南支作戰開始さる
- ▽南支作戰の新展開
- ▽その後のスペイン

第百六號 (十月二十六日)

- ▽皇后宮御歌を拜して
- ▽支那今後の經濟開發問題
- ▽今夏の集團勤勞率仕作業を籲る
- ▽猛進、廣東に入城
- ▽攻略迫る武漢
- ▽廣東を語る

(64)

露光量違いにより重複撮影

週

報

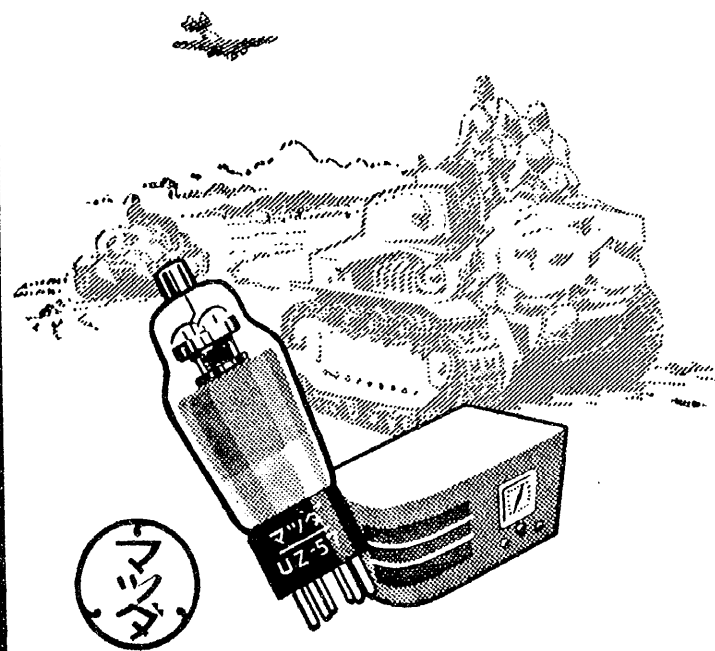
第一〇七號

昭和十二年十一月二日發
（昭和十二年十一月二日發）
（郵便物認可）
（每週一回水曜日發行）

（本書の大きさは國定規格A5判）

マツダ真空管

戰況ニュース完全聴取



川崎市 東京電氣株式会社